

Trust Sixty Foundation

ツヴァル信託基金の研究
報告書

1991年3月

財団法人 トラスト60

発刊にあたって

本報告書は、当財団の委託により社団法人 日本ミクロネシア協会・オセアニア研究所が調査研究し、まとめたツヴァル信託基金に関する調査研究報告である。

ミクロネシアやポリネシアの超ミニ・ステーツはアトール（さんご礁島）に立地し、土地生産力が低く国土も極めて狭小であるため人口許容力が小さいこと及び周辺消費マーケットの不存在により、その経済的自立は将来ともに極めて困難な状況にある。アトール型の超ミニ・ステーツは、その経済的、社会的基盤の脆弱性のゆえに開発型の経済援助は却ってその経済、社会、文化システムを崩壊させる危険性を孕んでおり、従来とは異なる経済協力が求められるところである。

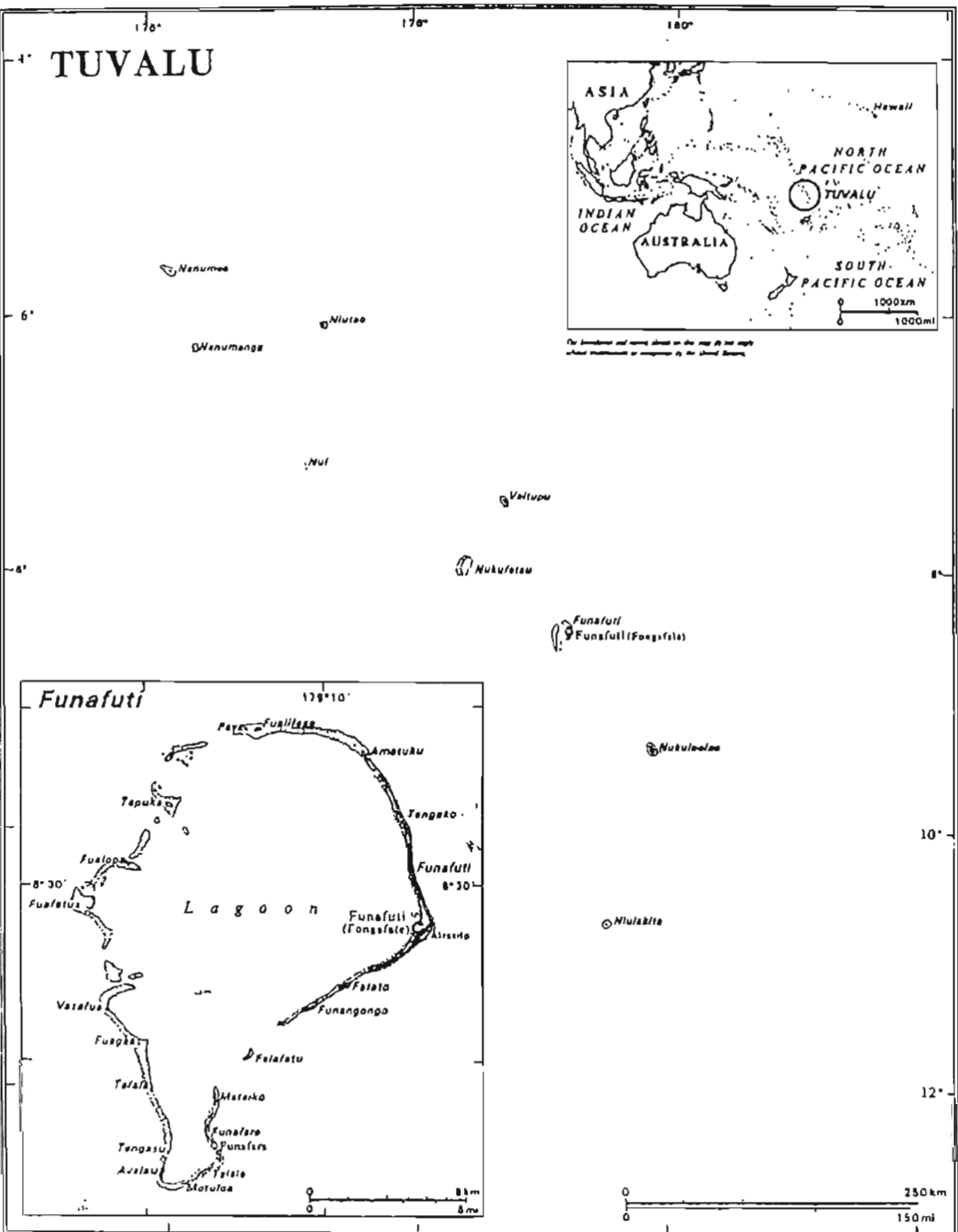
ツヴァル信託基金は、主に2つの点で注目される。第一は、超ミニ・ステーツに対する経済協力の新方式としての意義であり、第二に、同基金の信託制度そのもののユニークさである。すなわち国際条約によって創設された法人格を有する信託基金が、権利・義務の帰属主体として一個の国際組織を構成し、その機関として理事会（受託者）が同基金の財産を信託として保有し、管理するという構成を採用していることと、理事会（受託者）を中心に機能分化が図られていること等である。

1987年に創設された同基金に対する評価については、今しばらく「時」の経過が必要であるが、当財団としては本研究を継続し、これを土台にして更に応用的研究を進める所存である。

最後に、ご多用中にもかかわらず、委託先である社団法人 日本ミクロネシア協会・オセアニア研究所において調査研究に当たられた関係各位並びに本報告書を精力的にとりまとめられたスタッフ各位に心から感謝申し上げる次第である。

平成3年3月

財団法人 トラスト60



は　じ　め　に

1987年、太平洋の極小国家ツヴァルの名を冠した「ツヴァル信託基金」が創設された。運用益で、不足する国家財政を補うというのが同基金の目的であり、基金提供国はオーストラリア、ニュージーランド、イギリスの3カ国に加え、日本、韓国もわずかながらの拠出国として名を連ねている。

ツヴァル信託基金の出現は、一般にはほとんど知られない出来事だった。しかし、経済協力問題、国際開発の専門家やODAの実務担当者らの間では、これまでにない援助方式として強い関心が寄せられ、その動向が注目されている。

そもそも、先進国の途上国に対する経済協力は、1960年代の南北問題浮上とともに国際間における重要なイシューとなったのが始まりである。「国連開発の10年」といったスローガンのもとに、先進国の援助競争が始まるのもこの頃である。

しかし、西欧型国家発展を想定した途上国援助の展開は、結果として様々な矛盾を被援助国の側に噴出させ、この間の援助は「挫折の10年」といわれるようになる。開発援助の成果は思うにまかせず、かといって現実に援助を必要とする途上国を前に、南北問題はますます国際関係の重大なイシューとなってゆく。

こうした混迷から抜け出そうと、70年代半ばに登場してくるのが「もう一つの発展」という考え方であった。これは、開発の方向性を西欧型の発展軌道にのみ求めるのではなく、それぞれの国の歴史性、文化性に立脚した発展形式を重視しなければならないとする援助理念の見直しである。そして、援助される側の論理が意識されながら、試行錯誤のうちに援助額が増大してゆくのが80年代であった。

しかしまた、DAC加盟先進国の中で、順調な経済発展を遂げてきた日本や西ドイツはむしろ例外的存在で、援助国側の経済に陰りが出てくるのもこの時代の特徴だったといえるだろう。援助理念の揺ぎと援助疲れ現象が先進国側に蔓延してくるのである。

経済援助とは、単純に博愛思想に基づいて、持てる国から持たざる国へと与えるものではなく、経済や開発の問題に限定されるものでもない。政治的、時には戦略的思惑までも含めた総合的国際関係を睨みながら、より効率的、より効果的な援助を実施

しなければならないからだ。それゆえ、普遍性のある援助理念やその方法論が求められるのである。

しかし、太平洋島嶼諸国のようなミニ途上国は、被援助国の一般事例として検討対象とされるケースはほとんどない。人口、国土とも大きな途上国への援助方式がそのまま適用されることが通常であった。木目細かい配慮は援助国にとっては大きな負担となる。そこで、援助政策実施者にとって効率的な援助が実施され、それが被援助国にとって非効率な結果を招くという現実がしばしば出現することになる。

こうした反省と模索の中で、ミニ途上国ならではの視点に立った新方式の援助として登場してくるのがツヴァル信託基金であった。この基金がミニ・ステーツへの福音をもたらすモデルケースになり得るか否か、関係者の注目を集めたのはその点である。

新アイデアによる試みが太平洋島嶼地域の発展に寄与する普遍性を有しているのかどうかを評価するには、この基金の実態と運用状況を把握しなければならない。それには基金について詳細かつ多面的な検討も必要となる。同基金の全貌を解明する目的で本研究に取り組んだのは以上のような理由である。

本論では、主として次の4点を調査・研究の視点として立てている。

- (1) 極小国における基金方式援助の意義
- (2) 基金需要国ツヴァルの経済・社会事情
- (3) 信託基金の構造と運用の仕組み
- (4) 信託基金の運用状況と効果

(1)では、太平洋島嶼地域の特殊性と信託基金出現に至る背景について論じるとともに、同基金の本質的意義を引き出そうと試みたが、その目的はほぼ達成されたと考えている。

(2)では、ツヴァル事情をデーターの分析により解明し、(1)の議論を裏付ける役目を果たしている。

(3)(4)では、同基金の内容分析に踏み込み、新しい援助の方法論としてのねらいが達成され得るのか否かの検討を試みている。そして、ここでもほぼ(1)の議論を支える論拠が導き出されることになった。

しかし、(4)の部分に若干の問題が残されていることを自ら指摘しておかねばならない。本研究の中ではこの部分が相対的に弱点になっている。その理由は明らかで、本基金が設立してからまだ日が浅く、検討するのに十分なデータが上っていないからである。もちろん本論の考察でも基金効果の方向性を示す成果は得られており、それが(1)論述の重要な論拠となっている。しかし、さらに確度の高い議論にしてゆくためにも、弱点部分の研究を継続しなければならないと考えている。

本文中で明らかにされるように、ツヴァル信託基金は未だ完成されていない。それゆえ、本論自体も研究の完成を意味するものではなく、筆者らは研究の第一段階であると位置づけている。

なお、本論記述上の注意点を記しておく。まず、ドル表示についてはアメリカ、オーストラリアの両ドルが混在しているが、前者はUS\$又は米ドルと表記し、後者はA\$又は豪ドルとした。ただし、特に表記のないものはすべてオーストラリア・ドルである。

統計は出所により数字が異なることが多いので、本論では「Tuvalu Country Paper, March 1990)の数字を基本とした。各表のうち出所記載のないものはすべて、ここが出所である。それ以外の数字は、論旨に矛盾を生じない範囲で原典を重んじ、そのまま使用した。

最後に、本課題による調査研究事業を取り上げていただいた財団法人トラスト60に敬意と謝意を表明したい。また、ツヴァル国のセルカ副首相も私共の調査に全面的協力をおしななかった。その他多くの関係者の方々にお世話になった。研究指導者高橋康昌教授のもとに熱心な討議と作業を続けてこられたのも、これら沢山の方々のご協力のお蔭である。ここに衷心より御礼申し上げたい。

平成3年3月

研究責任者 小林 泉

【ツヴァル信託基金の研究】

オセアニア研究所・研究委員会名簿

研究指導者	高橋康昌	オセアニア研究所、群馬大学教授
研究責任者	小林泉	オセアニア研究所、群馬大学講師
委員	大沼久夫	オセアニア研究所、共愛学園女子短大助教授
委員	植田淳	帝国女子大学助教授
委員	野畑健太郎	オセアニア研究所、群馬大学講師
委員	佐藤元彦	オセアニア研究所、日本学術振興会特別研究員
委員	竹田いさみ	独協大学助教授

(順不同、敬称略)

本研究においては、委員全員が関係現地調査を含め、資料収集、分析、討論に参加しているが、最終的な執筆担当は以下のとおりである。

執筆担当

第一章	高橋
第二章・第一節	大沼
・第二節	小林
第三章	植田
編集担当	野畑、佐藤

ツヴァル信託基金の研究

目 次

第一章 経済協力とツヴァル信託基金の意義	1
第一節 極小島嶼国に対する経済協力	2
(1) オセアニアの経済環境	2
(2) 極小島嶼国の経済的特徴	4
(3) 極小島嶼国の財政機能	7
第二節 中部太平洋における「信託」的政策の導入	12
(1) キリバスの場合	12
(2) ナウルの場合	14
第三節 ツヴァル信託基金の意義	17
(1) 信託基金の意義	17
① 国家的主体性の保証	17
② 政策持続性の保証	18
③ 社会的病理現象抑止の保証	18
(2) 若干のコメント	20
第二章 ツヴァル国家事情	23
第一節 国家概観	23
(1) 地誌	23
(2) 歴史	23
(3) 政治・外交関係	24
(4) 社会	26
第二節 経済・財政の構造と現状	27
(1) ツヴァル経済の概観	27
(2) 国民経済の実態	30

① 小規模産業	34
② 現金消費	35
(3) 政府財政と外貨流入	36
(4) 輸出入と外国援助	38
第三章 ツヴァル信託基金の構造と運用	47
1. 信託基金に関する協定	47
2. 信託基金の目的	49
3. 信託基金の基本的構造	49
4. 理事会	52
5. 諮問委員会	54
6. 基本財産	55
7. 拠出金	55
8. ファンド・マネジャー	61
9. 基金の運用状況	70
10. 基金の運営	72
11. ツヴァル政府の義務	79
12. 会計と監査	80
13. 脱退と終了	81
14. その他の規定	83
15. 結語	84

附属資料

ツヴァル国際信託基金に関する協定原文

第一章 経済協力とツヴァル信託基金の意義

「援助大国」という言葉は、いまやひとり歩きしはじめたかの観がある。たしかに、わが国の発展途上国援助（ODA）は、100億米ドルの大台に迫り、DAC（OECD）諸国中第一位を占めるに至っている。しかしながら、その量的規模に比して、援助の質、つまり援助政策の原則、フィロソフィーといった理論的側面がまだまだよく整備されているとは云い難い。さらに、援助対効果、国民的合意と審査・評価の段階に至っては、ほとんど未整備に近い状態にある。

本稿の目的は、こうした欠陥を指摘し、何らかの政策的提言を試みることにあるわけではない。しかしながら、本稿の主題であるツヴァル信託基金制度の持つ重要な意義を強調することにより、従来の援助政策のもっとも未整備な分野に対して、一定の政策的展望を提供することを考慮している。たしかに、オセアニア全域に対するわが国の経済協力は微弱であり、ODAもその総額の約1%にしかすぎない。しかも、このうち“極小島嶼国家（以下、文中は超ミニ・ステーツと略）”に対する援助は、きわめて少額である。それにもせよ、こうした地域に対する援助は、わが国の援助形態にとどまることなく、先進国（北側）の援助の“質”を考えるための非常に重要なファクターを含んでいることを見落としてはならないように思われる。それはちょうど、古典経済学が、物の価値を限界効用から演繹しようとしたことに似て、援助提供国の側にはほとんど見返り効果を期待出来ない極小経済圏に対する援助の裡にこそ、援助の価値（原点）が立ち現われるように思われる。

このような前提に立って、本章では、まず、オセアニアの経済環境と超ミニ・ステーツの特徴を明らかにし、世界経済の環のなかで、どのような位置づけをおこなうことが妥当かを考えておきたい。つぎに、第二節では、本書全体のテーマである信託的制度がオセアニア、とりわけ中部太平洋の超ミニ・ステーツのなかにとり入れられてゆく経緯を考察する。さらに、第三節とつぎの節には、ツヴァル信託基金の意義と今後の諸問題について叙述することとなる。

いずれにせよ、急速かつ発展論的経済理論を適用することが妥当ではない地域に対する経済援助政策を考究するという意味で、信託制度の導入という方式は、経済援助の新たな分野を拓くという未来的可能性を秘めていると本稿では考えている。

第一節 極小島嶼国に対する経済協力

(1) オセアニアの経済環境

オセアニアという地理的境界は、必ずしも明らかではないが、さらに本稿では論述の趣旨からしてオーストラリア、ニュージーランドは含まれていない。つまり、経済協力の対象として捉えられる地域に限定しているからである。それゆえ、ここでは、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシアの三地域を指している。

以上の三地域は、いずれも島嶼国家群からなっている（ただし、パプア・ニューギニアは、便宜的に島嶼としている）。しかしながら、よく指摘されるとおり、オセアニアの島々は、火山島系とアトール（さんご礁島）に分類され、概ね、メラネシアは前者に、ミクロネシアと多くのポリネシア諸島は後者に属する。それは、如実に生産力の差異を反映している。メラネシアに属するパプア・ニューギニア、ソロモン諸島、ヴァヌアツ、フィジーの諸国は、いずれも他に比して大面積、大人口を擁し、積極的な産業経済の発展を主要な国家目標としている。事実、これらの諸国は、自然資源的可能性、相応の近代産業技術を備え、都市化現象と労働力人口の形成が進行し、先進諸国（オーストラリア、ニュージーランド、台湾、韓国、日本、ホンコン、シンガポール等）との合弁事業も徐々に進展しつつある。また、地理的關係も、西部太平洋に属し、ASEAN諸国、東・東南アジアにも近接しているため、これらの地域を重要な市場とする可能性を備えている。パプア・ニューギニアは、すでにASEANのオブザーバーであり、レギュラー・メンバーとなることが期されている。おそらく、他のメラネシア諸国も、これに追随することとなろう。したがって、メラネシア諸国に関するかぎり、経済発展論的視点から諒解することは合理的であるし、こうした観点からする従来の経済援助方式は、必ずしもあやまりではない。W・W・ロストウ的発展メジャーからするならば、すでに、この地域のいくつかの国々は、テイク・オフの

段階にあると判断することも可能である。何よりも、それぞれの国家が、独自の主導的産業部門をすでに形成していることに注目する必要があるだろう。つまり、メラネシアの国々では、すでに経済援助のポイントを明示し得る段階、つまり主導産業部門の強化政策に援助を集中することが有効であるという段階に達していると判断される。因みに人口約70万人のフィジーは、1986年には、一人あたり国民所得 1,883米ドルに達し（87年のクーデター後経済状況はかなり低迷していることが惜しまれる）、1億8600万米ドルの砂糖輸出（87年）をはじめ、金、魚缶詰、材木による外貨獲得（総額3億3300万米ドル）を達成している。対日輸出は、約3000万米ドル。(1)

これに対して、ミクロネシアからポリネシアにかけて広がる海域には、通称“超ミニ・ステーツ”と呼ばれる小島嶼国家群が散在している。その多くは、アトールであり、火山島に比してその土地生産力はいちじるしく低い。しかも、地質学的にもアトールの陸地面積は狭小であるため、人口許容力が小さく、したがって経済的にはサブシテンシーにとどまる場合が多く、経済発展をのぞむことは非常に困難である。この状態は、オセアニアのアトールにとどまるものではなく、カリブ海地域、インド洋の諸島にも共通する。それゆえ、超ミニ・ステートにおける経済的課題の解決は、ひとりオセアニア問題のみならず、南北問題あるいは最低経済開発問題に対して一定の展望を与えるという積極的意義を担っていることに注目する必要がある。

オセアニアの超ミニ・ステーツは、北西太平洋から南東太平洋にかけて、日付変更線と緯度0度線の交点を中心点とするならば、太平洋の地図上、その左上方から右下方に広がる広大な海域に展開している。文化地理学的には、ミクロネシアとポリネシアを含んでいるが、このうち、北アリアナ諸島、グアムおよびアメリカン・サモアは米国の政治・行政的版図に属し、フレンチ・ポリネシアは、フランス海外領であるため、本稿の視野には含まれていない。また、この海域に属してはいるが、西サモアとトンガ王国は、ミニ・ステーツではあっても“超”のカテゴリーに属するか否かは議論の余地がある。あるいは、多くのカロリン諸島と東ポリネシア地域では、人口、生産力の点で超ミニ・ステーツであっても、火山島または陸島の場合もある。本稿の主題である信託の対象となる超ミニ・ステーツの事例として考慮するならば、就中、中部太平洋の島嶼国、ナウル、ツヴァル、キリバスが適切な事例となることが諒知され

る。とりわけ、第2章に紹介されているとおり、ツヴァルは、陸地面積、人口許容力、社会・経済的実態のいずれの側面においても超ミニ・ステーツの特徴をあますことなく具え、停滞的経済社会（W. Wロストウ）の好例としてとりあげることが妥当である。さらに、同国は、日付変更線と赤道のほぼ交点に位置し、アジア、アメリカ、日本、ヨーロッパ等の文明諸地域（もしくは、経済的先進地域）からもっとも遠隔の地に在る。このため、諸文明、国際的経済活動からもたらされる諸刺激を受けることが比較的少なく、本書（本研究）の主題である「信託」の経済的意義・効果を検討する対象としては、最適のケースと思料される。あるいは、ツヴァル「信託」の実態と説明を通して、われわれは、経済協力・経済援助の新しい方式と可能性をここから発掘することが出来るかもしれないと考えている。

(2) 極小島嶼国の経済的特徴

この項を叙述するにあたり、まず最初に指摘しておかねばならないことがある。従来の経済協力とりわけODA政策は、発展途上国といえど、大規模な経済単位を前提として策定されていたと考えられる。したがって、政策の重点は、産業基盤の一般的整備、生産力拡大を目途とする投資的資金の投入に置かれていたと判断される。こうした方式は、オセアニア諸国家、とりわけメラネシア諸国に対する協力政策としては、一般的な妥当性を有するかもしれない。しかしながら、先述のとおり、アトール型超ミニ・ステーツの場合、その経済的・社会的基盤の脆弱性ゆえに、経済協力（資金の流入）によって却って、その社会形態、生産と消費の均衡的システムを解体する危険を有している。それゆえ、極小経済圏あるいは超ミニ・ステーツに対する経済協力方式は、上記の国家群に対する政策とは異なる視点と政策が採用されねばならない。しかしながら、こうした意味での異なる政策的選択肢が考慮されたとは考えられない。極言するならば、極小経済に対する協力政策の不在を確認しておかねばならないであろう。本稿においては、この点を充分認識したのちに、後述のごとく新たに、適切な援助方式を提言することとしたい。

以上の前提を諒解するならば、超ミニ・ステーツに対する援助方式を論ずるためには、その経済的諸関係の特徴を明らかにしておかねばならない。それは、南北問題の

原点を知る上でも必要なことかもしれない。

外務省経済協力局・経済協力研究会編「経済協力の理念 ― 政府開発援助はなぜ行うのか」は、これまで、わが国の経済協力政策に関して、もっともよく検討された研究成果との評を得てきたが、そこには一般的な協力の必要性として「貧困と飢餓を征服し、より公正で効率的な国際経済体系を創り出すためには、開発途上国が供給者である市場 ― 一次産品、製品、労働力 ― 、顧客である市場 ― 資本及び技術 ― の双方で抜本的な構造改革が行われなければならない。……今日の問題は……むしろ開発途上国が自分の進む道を自分の資金で賄うことができるように助けるため世界経済に基本的な変革を加えることなのである。北側の諸国も、南との相互依存の増大に伴い、自らの未来の繁栄を確かなものとするためには、国際的な経済改革を必要とするのである。世界は、その住民、その生態系、その資源のいずれからみても今や脆弱で相互に連結されている一つの体系になった」⁽²⁾と主張し、経済“援助”ではなく“協力”という概念が、北側と南側の“相互依存”を支える基軸となっていることを確認し、これによって“自らの未来の繁栄”も保証されるであろうと考えている。その決定的に重要なポイントは、開発途上国が“自分の進む道を自分の資金で賄うことができるように”援助することが必要であると考慮されている。つまり、従来の南側 ― 第一次産品提供国、北側 ― 技術・資本提供国という単純な固定的関係に替えて、開発途上国（南側）の生産力発展によって多様に入り組んだ国際経済システムを形成することが相互依存性の高度化と一層の経済的繁栄を実現する道であると考えられている。本研究が刊行されたのは1981年であった。この書は、おそらく、この時期、経済協力に関してわが国で発刊された文献としては、もっとも高い水準の知見を有していたと判断される。しかしながら、80年代全期間を通して、こうした理念に基づく理解と方式が、南北問題の解決をどのように実現してきたであろうか。むしろ、南北間の経済矛盾、格差の増大は、さらに進行したとさえ云えるのではなからうか。たしかに、アジアN I E Sの80年代における飛躍的な発展を、われわれは認めないわけではない。それらのいくつかの国々は、すでに先進国グループに属する地点まで進展した事例さえ存在する。それにもせよ、こうした国々は、きわめて少数の事例であり、80年代以前に、すでに経済発展の基盤を形成していた国々である。むしろ大多数の南側

諸国では、膨大な額の累積債務の蓄積等困難な国内的課題と工業生産物の対先進国市場競争等国際的圧力にさらされているというのが実情である。

さて、それではつぎに、超ミニ・ステーツに対する経済的援助については、どのような措置が講じられたであろうか。実は、上記で紹介した援助理念と政策が、超ミニ・ステーツに対してもほぼ同様の原則で適用されてきたと指摘しなければならない。先述のとおり、従来の援助政策が、相応の経済規模を有する開発途上国に対しても多くの問題点を積み残してきたとすれば、超ミニ・ステーツに関してはそれ以上の諸問題を産み出したと云わざるを得ない。事実、オセアニアのミニ・ステーツに関するかぎり、この矛盾は如実に指摘されるであろう。つまり、経済援助（この場合、無償援助が中心となっている。したがって累積債務の問題に関しては免れている）によって過大に刺激された伝統的生産—消費システムが崩壊し、生活内容の不均衡（その内実は後述）、伝統的社会構造の解体、政治的矛盾の発生に直面している。それは、何故であろうか。この経緯と原因を述べることは、オセアニアにおける超ミニ・ステーツの特徴を描くことに等しい。

経済発展とは何か、という問いに対しては、さまざまな答えが用意されるであろう。いまさらこのような問いを発することには、さしたる意義は見えないのだが、最低開発途上国においては、この問いは、経済問題を越えて、社会哲学的な色彩さえ帯びることとなる。つまり、人はいかなる生を生きるべきか、という課題に行き着いてしまうからである。さりながら、とりあえずここでは、経済発展を「商品経済の進展度」によって計るとする古典経済学的諒解に立って考えることとしよう。超ミニ・ステーツにおいては、産業活動のうちに民間経済（Private Sector）がほとんど成立していない。それにもかかわらず、商品経済が進行するというきわめて奇形的な現象が発生している。この地域は、サブシステンシー経済によって、社会的均衡が維持されていたことは誰もが認めるところである。もとより、経済援助のみが、こうしたシステムを変容させたわけではないが、この地域の総合的社会能力を超える経済刺激（外貨の流入）が加えられることにより、在来的社会・経済システムが変容・解体したと判断される。つまり、商品流通に対応する民間経済能力が欠落していたわけである。本来、多くの先進諸国に見られるとおり、経済発展・成長は、民間経済の進展に

負っている。したがって、民間経済における資本の蓄積と生産の拡大、それに見合う消費（購買力）形成の均衡的發展によって商品経済の安定的拡大が実現される。この段階的過程を多くのミニ・ステーツは欠いていた。すなわち、サブシステムのの上に、いきなり過剰な商品が散布されたこととなる。

かりに順序が逆となっても、経済政策として相応の成功が期待されるならば、とりあえず肯定されるべきであろう。つまり、経済援助の適切な実施が、当該社会の適切な民間経済の形成を促し、結果的に商品流通を実効化する場合があり得るとすればである。残念ながら、その事例は無い。何故であろうか。われわれは、その経緯と理由をここで適確に把握しておかねばならないように思われる。

経済援助の方式が、原則として現地サイドからする要請主義（request method）によっていることは、わが国だけのケースではない。大半の援助提供国（donor）は、この方式を採用している。したがって、現地サイドの主体性が保証されているかに宣伝されているが、それは必ずしも適切な理解とは云い難い。いかなる社会経済システムを形成するかについて、現地側にも正確なビジョンがある場合は稀有である。多くの場合、これとは無関係に、相互に脈絡なく、その都度必要性ありと思われる要請がおこなわれることとなる。また、ある場合は、援助提供国の側の都合やこうした業務に精通した援助提供国側の商社やagentの主導によって援助内容が決定される場合が多い。欧米旧宗主国は、いまま樞要の地位に行政官を送り込み、現地の政府を操作したり行政の実権を握っている場合がある。こうしたさまざまな介入的要素と現地政府の経験不足から、援助における要請主義が正しく機能していないと判断される。つまり、援助提供国および被援助国の双方ともに、適確な社会形成のビジョンを欠いたまま、いたずらに商品流通を促し、生産力の伴わない消費経済へと傾斜していることに最大の問題点がある。

とするならば、つぎには、こうした奇形的消費経済を産み出す政治経済システムを検討することが必要かと思われる。

(3) 極小島嶼国の財政機能

ここではまず、経済外的要因についての叙述からはじめなければならない。オセア

ニアの島々は、例外なく欧米および日本の政治的保護、植民地的支配もしくは国際機関による委任的統治を経験してきた。いずれかと云えば、オセアニアは資源的搾取の対象とはなりにくい地域であった。したがって、とりわけ20世紀に至ると、戦略的・軍事的利用という面が注目されている。いまなお、オセアニア人の旧宗主国に対する意識が比較的好意的であり、1960年代から70年代にかけての独立期においても、アジア・アメリカに多くみられるような流血の惨事を伴いつつ、烈しい民族意識の昂揚という事態を経験しなかった理由は、旧宗主国の現地に対する支配の形態が、他の地域とは著しく異なっているという経緯によっているであろう。このため、むしろオセアニアでは、現地サイドのうちに、欧米的生活様式、価値観を強く継承しているという側面がみられる。本稿の論点に即してこの側面をとりあげるならば、それは、端的に生産力をはるかに超える消費水準の存在という経済的病理現象となってあらわれる。いま、ここに、病理現象という言葉を用いたが、それは実に適切な表現であると敢えて云わねばならない。

前節に述べたとおり、メラネシア諸地域では、相応に伝統的経済を改変し、いくつかの産業的特定分野を中心に民間経済を伸展させてゆく“可能性”がある。ただし、それとても、近代的高度技術を導入しつつ工業化社会を形成するという性質のものではない。辛うじて、第一次産業に立脚しつつ、その生産性を強化し、輸出振興への道を開くという程度の可能性である。これに比して、中部太平洋を中心とするアトール型超ミニ・ステーツでは、そのような可能性についても閉ざされている。つまり、民間経済の発達による輸出と政府税収入の増大という望ましい近代自由主義経済が成立し難い。それにもかかわらず、欧米的生活様式、生活感覚は、独立（経済的独立を意味しているわけではない）後も従前どおり残存する。それは、衣・食・住・社会活動のいずれの分野でも変化し難い形式となっている。つまり、東南アジア諸国・中国産の衣料品（Tシャツ、Gパン、ムーニー、カーテン等）が一般化し、食生活は、米・麦（パン）を主食とし、肉製品・乳製品・缶詰魚がタロイモ・バナナ・ヤム芋・パンの実にとって代っている。住居は、ヤシの柱、パンダナスの葉の屋根、風通しの良い側面に代って、ブロック材・トタン屋根、ビニールの床、風通しの悪いガラス窓とコンクリート壁に囲まれ、どんな小さな離島でもラジオ放送を聴くための携帯ラジオが

普及し、主な島々は重油を燃料とする火力発電所の電気が24時間供給されている。海上交通はエンジン付きのプラスチックボートが使われ、陸上交通は、マイクロバスが公共輸送手段となっている。

これらは、いずれも諸外国からの輸入品であり、外貨を以て購わねばならない。民間生産力がほとんど期待し得ないのに、こうした輸入品がはんらんすることを以て、筆者は“病理現象”と呼んでいる。しかし問題は、何故、どのようなシステムによってこのような消費が可能となるのかを明らかにしなければならないであろう。

因みに、1987年のツヴァルの輸出入を紹介するならば、

輸出 1 3 1, 0 0 0ドル

輸入 4, 9 4 9, 0 0 0ドル

であり、その比率は、実に約40対1であった。主要輸入品目は、機器・雑貨（46%）、食料・飲料（30%）であり、こうした日常的消費物だけで約80%を占めるという実態にある。（表11を参照）

このような消費を国民的レベルで可能にしている根拠は、したがって、もはや公的財政支出の民間への流通以外には見出されない。この流通経路は二つの方向に岐れる。

ひとつは、政府一般会計支出にもとづく公務員給与支払いと政府サービスにともなう予算執行の民間への流入をあげることができる。先述のとおり、民間企業がほとんど成立していないじょう、賃金収入は概ね公務員労働に限定される。したがって、公務員は、いずれの国家においても、もっとも重要な就業機会であり、民間消費を支える基軸となっている。事実、これらの国々においては、対人口比の公務員数は、異常に高く、その給与水準は、民間労働者に比して飛躍的に高いことが通例である。こうした点にまったく批判が無いわけではないが、公務員給与によって国民経済システムの循環が支えられているため、これを縮小・削減することは重大な経済的混乱につながるため、現状を大幅に変更することはあり得ない。また、国民サイドにおいても、この地は血縁・地縁的共同体社会を基礎としているため、特定の人物の収入は、彼が属する共同体社会に共有的な利益を与えることとなる。つまり、ある公務員の収入によって核家族を超えた多くの人々の消費をカバーするという経済効果を含んでいる

ため、公務員の総量規制もしくは給与水準を積極的に低減させようとする政治的・社会的要求は発生しない。また、政府財政サービス支出は、民間収入・支出を保障するもっとも重要な貨幣流通ファクターとなっている。先述のとおり、この財源は、一般会計に拠っているため、恒常に支出され、国民が等しく貨幣経済を変更する機会を提供し、結果的に富の平準化、先に記した近代的消費生活を可能にする重大な槓杆となっている。この財源は、事業支出として歳出化されることが中心となっているため、地域的利害に関わってくる。オセアニアの島々では、どこでも部族的結束が強固であり、地域的割拠性がいまなおきわめてさかんである。このため、政府サービスの比重、支出の地域的重点性、事業内容が非常に強い関心事項となる。オセアニアの政治は、現在の段階では、社会集団の機能分化、階級階層的対立、イデオロギー上の抗争に直面していないが、予算執行をめぐる地域的対立性は、最大の政治的課題となる。つまり、この財源は、それほどにも人々の消費生活の内実直接影响到を与えるものだからである。

つぎには、オセアニア地域のみならず南側諸地域において一般化されている「開発予算」の流れである。開発予算は、概ね海外（先進国および国際機関）からの経済援助を以て充当されている。オセアニア諸国では、この金額が経済活動全体の中で大きな比重を占める場合が多い。例えば、ツバルの場合は1987年の支出額は4,958,000ドルを計上している。歳出総額が例年約400万米ドル（86年：3,971,000ドル）であるから、非常な経済的比重を占めていることが容易に諒知されるであろう。開発予算は、一般会計支出に比して、地域・業種を通じて重点支出となることが一般的であるため、その支出形態如何によっては、人々の利害が強く絡み、大きな関心事となる。オセアニアの政治的争点の多くは、その配分をめぐる紛争が出発点となる場合が多い。政党・党派の分化もそこに起因する事例を多く見ることができる。

以上のように、オセアニアにおける超ミニ・ステーツ経済は、通常、先進国経済の一般的諒解や通念では把握することのできない多くの要素を含んでいる。そのうち、何よりも強く指摘しなければならない点は、民間経済領域の未成立と公共経済の圧倒的な比重であろう。かりに、民間経済が存在する場合も、公共経済つまり政府支出によって支えられる私企業活動（政府事業の下請け業務等）に限られている。こうした

実情から、いずれの国家においても、政府が民間企業育成のためにさまざまな政策を採用している。例えば、先述の開発予算を行使することによって、電気・通信、エネルギー、運輸システム等のインフラストラクチャを整備し、当該企業の生産物輸出のための市場開拓、免税措置を講ずるなど、多大な努力を払っている。例えば、トンガにおけるスクアロファ郊外に設置された小規模工業団地の事例は、ミニ国家における公経済の私経済育成のパイロット・ファーム的な意味を含んでいる。筆者のみならず、オセアニアのミニ・ステーツ経済の未来に関心を抱いている人々は、この事例に熱い眼差しを送っている。政府設置のこの小規模工業団地では、すでに20社に近い小企業が、さまざまな業種の生産活動に従事している。

しかし、現実には、民間経済の育成は必ずしも順調とは云えない。最大の問題は、生産効率の改善もさることながら、生産物市場の確保が非常に困難であるという点にある。オセアニアにおいては、産業的分野の狭小性から、“売れる物を作る”のではなく、“作れる物を作る”という傾向が強い。したがって、生産物をどのように、何所で売るかという困難に直面した場合、適確な対応を講ずる能力がない。このため、近年、各国政府が緊急に採用しつつある政策は、外国企業の参入、つまり合弁企業（Joint Venture）の育成である。それは、外国からの資本と技術の導人という利点に併せて、参入した外国企業の商社的輸出能力に強く期待しているからである。

それにもせよ、当面もっとも緊急性を帯びている経済問題は、以上の諸事情からしても、政府財政機能を強化することにあるという点が理解されるであろう。かりに、生産発展史観的立場を採らないとしても、オセアニアの超ミニ・ステーツにおいては、公共経済が人々の生存、生活安定の基礎となるものであり、きわめてゆるやかな漸進的経済発展といえども、その楨杆となるファクターは公経済であることは議論の余地が無い。したがって、問題は、現在の段階では、どのような財源によって公経済の基礎を強化し、どのような財源行使によって民間経済を活性化させるかという点であろう。

この点に関して、従来経済協力（援助）理論が提起しなかった政策をここに敢えて提示することにより、新しい可能性を模索することが本稿全体の意図となっている。云うまでもなく、本稿において提起された主題は「信託」政策である。従来経済協

力政策の中に、信託が強く注目されなかった理由は、それが無意味かつ無効であると判断されたからであるとは、われわれは考えない。先にも述べたとおり、従来の経済援助は、主として、生産力を刺激することにより発展可能性を含んだ地域に対しておこなわれてきたため、信託政策を適用することが妥当とは判断されなかったと云えよう。それに対して、オセアニアの超ミニ・ステーツは、むしろ生産力刺激政策には馴染まない形態の経済内容であり、経済的安定と社会的均衡を維持することを主要なターゲットとしなければならないと理解されている。したがって、このような形態の国家にとって、信託の概念はきわめて適合的であり、今後の援助政策の中で適切な位置づけがおこなわれるべきであろう。この点に関して正当に諒解されるならば、実は、信託概念とその政策的実行が、超ミニ・ステーツのみならず、多くの最低開発国（LDC）に対する援助方式として、充分注目される内容を含んでいるかもしれない。しかも、この件に関する議論は、後述のとおり、経済援助の本質に関する議論を喚起する可能性があると思われるのである。

すでに、中部太平洋の島嶼国では、ツヴァル信託基金のような明示的なものには至っていないが、その意味内容を多く含んでいる事例が発生している。つぎに、こうした事例をいくつか点検することとしたい。

第二節 中部太平洋における「信託」的政策の導入

(1) キリバスの場合

キリバスの事例をも含め、以下に述べる中部太平洋の超ミニ・ステーツの経済政策は、もとより言葉の正しい意味で「信託」に属するとは云い難い。それにもかかわらず、ここに検討事例としてとりあげた理由は、いずれもこれらの国々の政策の裡に“信託的政策”（この意味については後述することとなる）を含んでいるからである。つまり、これらの超ミニ・ステーツにとって、信託的な機能をそなえた公共経済システムがきわめて有意義であることを示している。したがって、これらの国々にとって、それは偶然の符号というべきではない。つまり、超ミニ・ステーツにとって、形態はさまざまだが、時代が要請するものであると理解することが妥当のように思われる。

キリバスという国家は、地理的に他に類例のない国家である。この国は、太平洋の最中心に位置し、赤道をはさみ北半球と南半球にまたがり、日付変更線を分けて東半球と西半球に広がっている。三つの群島からなる陸地面積は 726 平方キロ（対馬と同程度）しかないが、経済専管水域は、実に 300 万平方キロに達する海洋国家である。とは云え、この国の主産業は漁業ではなかった。主島タラワ環礁の西方に位置するバナバ島（旧オーシャン島）より産するリン鉱石の輸出が、この国の最大の外貨獲得手段であった。過去、リン鉱石は年間 1,500 万ドルから 2,000 万ドルの輸出額を誇り、それは輸出総額の 85～90% を占めていた。しかしながら、1979 年を以てリン鉱石は枯渇し、以後リン鉱石輸出額はゼロとなった。キリバスが旧英領ギルバート諸島から独立したのが 1979 年であるから、見方によれば、イギリスは資源的価値の無くなったギルバート諸島を手放したとも云えよう。それはさておき、イギリス政府と現地自治政府は、リン鉱石枯渇に備えて、基金を設置した。これが、歳入均衡準備基金（Revenue Equalization Reserve Fund）と呼ばれるもので、79 年の基金設立時点で 6,800 万であった。それ以前のリン鉱石出額が、2000 万ドル弱であるから、ほぼ 4 年間分の輸出額程度である。キリバス政府は、この基金の利子収入を年間 8% と見込み、海外、主としてオーストラリアへ投資した。

歳入均衡準備金（以下、R E R F と略）は、以後順調に運用され、その収益金はつぎのとおりである。(3)

1979	470 万ドル
80	430 "
81	580 "
82	480 "
83	550 "
84	670 "
85	550 "
86	1,090 "
87	1,110 "
88	1,117 "

R E R Fの収益は、現在貿易収支の赤字を補てんする財源として使用されている。例えば、1988年の貿易不均衡は、輸出 660万ドルに対し、輸入 2,750万ドルであるから、信じ難い程の不均衡であり、その差額は 2,090万ドルに及んでいる。もとよりR E R F運用収益だけではとうてい赤字を埋めることの出来ないが、キリバス政府の歳入・歳出はいずれも約 400万ドルに過ぎないことからすれば、R E R Fのこの国における経済的比重の大きさが容易に理解されるであろう。キリバスの1人あたりG N Pは、659ドル（1988）であった。人口は68,000人であるから、1人あたりG N Pのうち、R E R Fは、150ドル強を支えている計算となる。

ある国家において、ひとつの重要な政策が確定される過程には、さまざまなファクターが交錯しつつ介在することは云うまでもない。ツヴァル政府が、ツヴァル信託基金を設立するに際しては、イギリスをはじめとするオーストラリア、ニュージーランド等旧英連邦諸国のオセアニア政策がそこに影を落としていることは疑いない。しかしながら、ツヴァル政府当局者にとって、キリバス政府のR E R Fは、経済自立、財政安定という視点からみたとき、きわめて魅力的かつ示唆的な制度として意識されたであろうことは容易に推測されることである。ツヴァルとキリバスは、もとエリス諸島として1975年まで同一の政治単位に属していたこともある。就中、この制度のもっとも魅力的な側面は、その運用収益をいかに使用するかについて主体的な決定をおこない得る点にある。先進国からの経済援助は、いかなる形態のものであろうとも、なんらかの制約を受けざるを得ない。この意味からして、キリバスのR E R Fは、ツヴァル政府の財政政策にとって良き例を切り拓いたと云えるであろう。ツヴァルの人口は、キリバスに比して約8分の1に過ぎない。前記のとおり、1979発足時のキリバスのR E R Fは 6,800万ドル。これに比するならば、ツヴァル信託基金の 2,700万ドルは、国民経済学的に見た場合、キリバスのR E R Fよりもはるかに大きな財政的比重を占めていることになる。

(2) ナウルの場合

ナウルの場合、法理論的にも、形態的にも「信託」制度とは云えない部分を含んでいる。それにもかかわらず、あえて、ここに引用する理由は、ある一定の資産を基と

して、その運用収益の確保を政策化しているという点から、信託運用益を享受する“考え方”に共通するものを見出すことが出来るという点に着目しているからに他ならない。

ナウルもまた、中部太平洋の絶海の孤島という言葉が妥当するような形態の小国である。この国は一島単独国家で、陸地面積はわずか21平方キロ（伊豆大島の約4分の1）、人口は世界最小で約5,000人。ただし、欧米人、中国人、キリバス人等長期居住外国人が他に約3,000人、併せて8,000人程度の人口量である。沿岸部を除き、島の中心部はすべてリン鉱石からなり、これを出荷することがこの国の唯一の産業である。この国は、経済統計をいっさい公表しないので、正確な数値は把握し得ないが、1987年のリン鉱石輸出額は8,396万ドルであった⁽⁴⁾、ことがSPCに報告されているので、これより逆算するならば、1人あたりGNPは10,000ドル強となるであろう。この金額は、オセアニア諸国の中では、異例の高さであり、ニュージーランドよりも高い水準にある。同年の輸入金額は1,519万ドルであるから、年平均7,000万ドル程度の貿易黒字を産み出している。

しかしながら、この国のリン鉱石は、今世紀末には掘り尽くされ、リン鉱石出荷しか産業のないこの国にとっては、キリバスと同じく、きわめて深刻な事態が差し迫っている。このため、ナウル政府は、1968年の独立以来、着々と資産形成を推め、国内における運輸・航空施設への投資の他、国外においては、52階建てのオフィス・ビルをメルボルンの中心街に建設し、他に、サイパン島のオフィス・ビル、西サモアとマーシャルのホテルへの投資、グアムのタモン・ビーチにホテルを完工した。これらは、いずれも資産として、リン鉱石枯渇後の収益金として予定されている。そのみではない。国営リン鉱石公社は、毎年リン鉱石輸出の60%以上を「長期信託基金」に繰り入れ、その運用収益をリン鉱石枯渇後の国民の収入に充当するよう政策化している。

リン鉱石の枯渇は、ナウル政府と国民にとっては、きわめて深刻な問題であるが、その人口に比して巨大な輸出収入を得ていることから、欧米先進国あるいはオーストラリアや日本もナウルに対する経済援助はほとんど考慮していない。おそらく、上記の資産収入および信託基金収益によってナウルは今後も安定的な財源と経済水準を保つであろうと予測されている。しかしながら、一部には、ナウル政府の資産・信託基

金運用能力に疑問があり、将来の展望は必ずしも明るくないと指摘する向きもある。次の章で明らかにされているとおり、ツヴァル政府がその信託基金の運用に関して、国際委員会と信頼性のある金融機関に委ねる方式を採用したことは、あるいは、ナウルにおける資産と資金の運用の非効率性に注目したことの一つの理由があるかもしれない。それにもせよ、中部太平洋の超ミニ・ステーツであるナウルもまた信託制度に未来を委ねていることは見落とせないであろう。つまり、それは、オセアニアの超ミニ・ステーツが、いずれも共通している困難への有効な対応の形式を示していると考えられるかもしれない。

この項の最後に、いまひとつの特殊な事例を紹介しておきたい。それは、ミクロネシアのいくつかの超ミニ・ステーツの場合である。

ミクロネシアは、北マリアナ諸島、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国という四つの政治単位に分化した。そのうち北マリアナ諸島は、事実上米領への参入という形態をとり、パラオ共和国はいまなお国連信託統治領であるのでさておくとして、ミクロネシア連邦とマーシャル諸島共和国は、自由連合という特殊な独立形式を以て、米国との政治的連合関係を維持している。この形式を前提とすることにより、両国は米国から、それぞれ年間 7,000万米ドルと 4,000万米ドル程度の経済援助を受けている。もとより、そこには「信託」制度は介在していないが、当援助金は、自由連合締結後15年間保証されており、この期間、財政基金として、あるいは開発予算として使用されることとなっている。つまり、この考え方は、生産活動に拠ることなく長期に亘って一定の安定的金額が期待されるという意味から、ツヴァル信託基金と同じ社会経済的効果を作り出しているという点に注目される。すなわち、このような恒常的収入を前提的基礎としなければ、超ミニ・ステーツの経済自体が成立不可能であるという側面を如実に示している。

いわば、オセアニアのミニ・ステーツ経済一般の現象として、すでに信託制度は、既定の事実であると考えられるかもしれない。したがって、つぎには、ツヴァルの場合の特定の意義を検討してみることとしたい。

第三節 ツヴァル信託基金の意義

(1) 信託基金の意義

これまでの叙述を通して、本稿が強調してきた諸事項のうち、とりわけ強く留意すべき問題は、生産の急速な発展を期待し得ない——あるいは期待してはならない——アトール型超ミニ・ステーツに対する経済援助は、その社会・文化システムを解体しないよう配慮すべきであるという点であった。先にも述べたように、先進国とりわけ日本は、このような形態の国家に対する経済協力の経験が乏しく、それへの適切な対応を欠くという実情にあった。

次の章に詳細が明らかにされているとおり、ツヴァル信託基金は、このようなカテゴリーの国家に対する経済協力方式として画期的な意義を有しているように思われる。ここに、その有意義性を整理して規定するならば、次のとおりである。

① 国家的主体性の保証

すべての国家、民族は、それぞれ特有の生産と消費（分配）のシステムを有している。その原由はさまざまであるが、基本的には気候、風土、植生態など、自然地理学的根拠に規定されている。生産と消費のシステムは、こうした自然地理的要因を生活の必要性として組織化したとき、その特有の形式を具えることとなる。また同時に、生産と消費の形式を社会構造として立ち現われる。したがって、自然的条件——経済活動——社会構造は有機的に連結した編成をなしている。この編成を意味づける生活形式の象徴化をわれわれは、文化と呼んでいる。つまり、これら四つの概念の統一的連関が適切に作動しているとき、社会的安定が実現されていると判断されるのである。

このような文化論的視点よりすれば、経済援助はそれ自体として対象国の社会システムを変容させる可能性を孕んでいるという意味で、きわめて危険な行為であると云ってもよい。生産と消費のシステムを外在的な異和要素で攪乱し、全体としての社会システムに不安定性を生ずるからである。とりわけ、これまでとりあげてきた超ミニ・エコノミーに対しては、その可能性が非常に大きくなると考えなければ

ならない。

ツヴァル信託基金の理念は、その運用収益（財源に組み込まれる）を独自の国家行政、経費として使用することが出来るという意味で、ツヴァル政府の主体性が保証されていると考えられる。一般的経済援助は、例えヒモつきでない場合といえども、使用方途、処理、管理に関してさまざまな制約や条件が伴うため、主体性を確保することが非常に困難となる。それに比べて、ツヴァル信託基金の制度は、ツヴァル国家・民族の社会システムに適合的な財源行使を主体的に決定することが出来るため、独自の社会的均衡を維持し、文化的損傷を極小化することが可能となる点に最大のメリットがある。それは、換言するならば、先進国（donor）の利害に左右されることのもっともすくない形式であると評価することが出来る。

② 政策持続性の保証

一般的な経済援助方式は、金額に換算されるにせよ、施設・設備・物品など、いわゆる物財化されたもの、もしくは技術協力・研修など、それぞれ単独もしくは一回性の供与方式であるが、ツヴァル信託基金の例示のごとく、信託制度は基金を分母とする果実を消費するわけであるから、例外的な事態が発生しないかぎり、半永久的にその果実を期待することが可能である。しかも、前節に述べたとおり、超ミニ・ステーツにおいては民間経済がほとんど存在せず、公共経済（国家の支出）が、社会経済システム自体を支えているわけであるから、国家財源への基金収益繰り込みは、国家経済の安定に重大な寄与をなすと判断される。さらに、基金収益という性格からして、概的長期的安定的な収入が期待されるため、国家政策そのものを長期的な展望の下に作成することが可能となる。たしかに、世界経済自体の変動により、基金収益もまた変動の可能性があることは否めない。しかしながら、それはある意味でやむを得ない現象であり、いかなるミニ・ステーツと云えども、世界経済の環の一部をなしているという点からすれば、世界経済の変動にリンクしているということこそ、現代世界とともに生存していることの証しでもある。

③ 社会的病理現象抑止の保証

これまで繰り返し強調したとおり、オセアニアの超ミニ・ステーツにおいては民間経済の自律性がほとんど存在しない。ODAまたはPF（private flow）資金が、

仮にこうした経済環境の中へ大量流入した場合、急激な社会変化を産み出すことは明らかである。何故ならば、通貨と商品流通の社会的許容力は、単なる経済的キャパシティの枠内にとどまらず、当該社会の文化的“質”に対応しているからである。事例をあげるならば、相応に高い知的レベル、ゆたかな自然資源的背景、欧米近代文明との接触性等の要素を備えている場合でも、なお伝統的な社会秩序と生活様式を順守している東カロリン諸島の人々、北西ニューギニア地区の人々が注目されよう。多くの文化人類学的研究が指摘するとおり、文化システムは、経済的インパクトに対して非常に脆弱である（この点の研究として、われわれは、K. ターブルが「プリンジ・ヌガク」において、アフリカ内陸部の民族社会が貨幣経済に巻き込まれた際のパニックを報告したすどい指摘を想起する必要がある）。

信託による収益金の財源繰り込みは、その財源を現地政府の自立的経済管理下に置くことが出来るという意味で、文化システムとの適合的政策執行が期待し得るであろう。オセアニア社会は、基本的には部族的結合による経済共同体の分節的社会連体を特色としている。このような社会にとってもっとも危険な事態は、古典的な意味での“階級矛盾”の発生である。つまり、この社会への階級対立の導入は、社会構造的弾力性（Social Capablity）のすくない社会ゆえに、ただちに社会的統合の崩壊という深刻な状況に直面する。フィジーのクーデター発生には、この側面がすでに含まれていることを指摘する人はすくない。他にも、西太平洋の国々と欧米の海外領では、いくつか、こうした事態が進行しつつある。現地政府によって適切にコントロールし得ない通貨（外貨）と商品の流入は、奇形的な民間経済を形成し、資本・富の一部へ偏在、政治権力との癒着、利権的構造、過度な欲望の刺戟、貧富格差の回復し難い固定化、それに伴う諸種の犯罪など「社会的病理現象」を常に孕んでいる。超ミニ・ステーツの経済は、とりわけその基盤が脆弱であるため、いったんこうした事態が発生すると、これを阻止し、在来的秩序体系に還すことは絶望的に困難である。

もとより、現地政府の行財政能力に対して、それほどの信頼性を期待し得るか否か、という議論の余地はある。この点に関しては、われわれは、いづれかの立場をとるにせよ観念論的議論を避けねばならない。つまり、前節に紹介したごとき、い

くつかの数少ない事例を分析し、よく検討する必要があるだろう。ツヴァル信託基金は、国際的信託と公益信託を原理とする制度であり、それはオセアニア史上はじめての経験である。したがって、早急な結論を抽出することよりも、慎重に事後的諸関係を分析・評価し、未来的展望を試みる他ない。つぎの章で明らかにされているとおり、これまでの経過を考察するならば、かなり肯定的に認識することがゆるされるように判断される。今後、オセアニアの各地で、信託制度が強い関心の対象となるであろう。ツヴァル信託基金の推移は、以上のような意義を含むものであるから、ミニ・ステーツに対する援助・協力形式として、ひとつの注目すべきモデルとなることは疑いない。必ずしも結論というべきものではないが、現地の社会経済的内容の決定は、現地の政府や人々の自律的判断に委ねるという視点は、基本的に正しいと筆者は考えている。

(2) 若干のコメント

この章を終るにあたり、若干のコメントを付しておきたい。

信託制度は、オセアニアの諸国にとっても非常に適合的な条件を用意しているように思われる。この制度は、その収益の管理を現地政府に委ねることから、政治・行政の資質が大きな問題となる。オセアニア諸国は、トンガ王国の立憲君主制、フィジーの暫定政権の事例を除き、すべてデモクラシーを政治原理としている。したがって、すべての行政作用は、民主制的コントロールの下に置くことが出来る。この地域は、経済的発展度に比して、政治発展度が非常に高いという特色を有している。その原由は、旧欧米諸国の政治形式を踏襲していることに求められる。民衆の政治的経験、ガバナビリティもかなり高い水準にある。政治運営の効率も高く、政治行政当局のコラプションもきわめてすくない。おそらく、このレベルの経済発展度の他の地域——アフリカ、カリブ海地域、アジアの一部——と比較した場合、オセアニアの政治行政の質は、おどろくほど高水準にあると判断してよい。

最後のコメントは、今後の信託制度の拡充に関してである。それは、現地政府サイドの問題というよりも、援助提供国の側の信託政策に関する論点と云うべきかもしれない。世界経済の発展も含めて、被援助国の経済的要求そのものが膨張するのである

うことを援助提供国の側では、あらかじめ予想しておく必要がある。さらに、ツヴァル信託基金の事例は、前節に述べたごとく、ミニ・ステーツのパイロット・ケースという側面を有しているため、今後、同様の事例・要請が急速に増大する可能性があることを理解しておかねばならないように思われる。

いづれにせよ、ツヴァル信託基金は、ひとりツヴァルの経済システムの問題を超えて、今後のミニ・ステーツ援助形式のあり方全体に大きな影を投げかけることとなるかもしれない。

(註)

- (1) 日本・南太平洋経済交流協会「南太平洋島しょ国の概要」
P. 169 , 170. 190.
- (2) 外務省経済協力局・経済協力研究会「経済協力の理念」
P. 20-21
- (3) 日本・南太平洋経済交流協会「前掲書」P. 19
- (4) 同前、P. 84

第二章 ツヴァル国家事情

第一節 国家概観

(1) 地誌

ツヴァルは南太平洋上に散在する小さな諸島国家である。世界の貿易航路からみれば、資源もきわめて限定されている。位置は南緯5度から緯度、東経176度から180度付近に9つの環礁が散らばっている。陸地総面積は26.41平方キロ。いずれも環礁島のため海拔5メートルを越す陸地はない。よって河川もなく、飲料水は天水に頼り、土壌も珊瑚のため肥沃ではない。これはバチカン・モナコ・そして同じく南太平洋の赤道付近にあるナウル共和国について世界で4番目に小さい国である。

首都が置かれているフナフティはフィジーの首都スヴァの北方約1000キロに位置する。ツヴァル自身も列島領土のため、国内範囲は広く、最北端の島ナヌナメから最南端ニウラキタ島までは約800キロの距離がある。諸島間の一般交通手段は不定期に循環している荷物船に頼らねばならず、諸島間交流は制限される。しかし、200カイリの経済水域となると90万平方キロと一挙に広大となる。

(2) 歴史

各島の人口推移は表1に示すとおりである。独立前のフナフティは人口約700人程度であったが、首都が置かれてから人口が一気にふくれ上がり、1987年には約3倍強の2718人と過密化（集中化）が著しい。

人種的にはポリネシア系住民が95%以上を占める。宗教はキリスト教が大部分。

ツヴァル人は言語、習慣、文化の各方面から見てサモア人、トンガ人に類似している。1865年にサモア伝導教会がツヴァルに伝道師を送り込んだが、それ以来、ツヴァル人の社会、経済生活は大きな影響を受けることになった。

1568年、スペイン人のメンダーニャが9つの環礁の中央に位置するヌイ島を発見したのが、ヨーロッパ人の発見として最も早いとされている。1819年に現在のフナフテ

表1 島別人口推移

n. a. 資料なし
 ※1991年現在は
 生活定住者なし

	面積 (平方km)	1973	1983	1987	人口密度 (1km ²)
Funafuti	3	871	2,620	2,718	1,152
Vaitupu	6	948	1,320	1,437	293
Niutau	2	907	917	867	409
Nanumea	4	977	906	965	270
Nukufetau	3	n. a.	739	722	236
Nanumanga	3	n. a.	762	717	243
Nui	3	n. a.	650	622	189
Nukulaelae	2	n. a.	355	335	197
Niulakota	0.41	n. a.	95	※ 75	183
合計	26.41	5,887	8,364	8,458	317

ィ島を発見したデ・パイスター船長が船の所有者の名前であったエリスにちなんで、この島をエリス島と命名し、その後9つの島全体をエリス諸島と称した。1800年代には推定人口が2万人という記録があるが、ヨーロッパ人の到来後の1850年から75年までの間に、ペルー、ハワイ、タヒチ等への労働者の強制連行や、白人の持ち込んだ病気などにより人口が減少した。

1892年に隣接するギルバート諸島がイギリスの保護領となったとき、エリス諸島民も同様の地位を求め、1916年にギルバート&エリス諸島としてイギリスの植民地となった。1970年代初めにイギリスは独立の保障を与えたが、ギルバート&エリス諸島としての独立か、分離独立かをめぐり域内意見が分裂して、1974年に住民投票を行った末、分離独立を決定し、翌1975年にツヴァルと改称、1978年10月1日に独立した。同時期にギルバート諸島もまたキリバスと改称して独立した。ツヴァルはポリネシア系、キリバスはミクロネシア系で、隣接しているとはいえ、言語、文化、政治システム、身体特徴といずれにも相異がみられ、これが分離独立の原因となった。

(3) 政治・外交関係

ツヴァルの最高立法機関は一院制の議会であり、定員総数は12名、ナヌメア、ニウ

タオ、ヴァイップ、フナフティの4島から各2名、その他の4島から各1名が選出されている。残る一島は現在安定定住者がいないため、議員の選出は行われていない。内閣は首相を含めて5名からなり、参政権は18才以上の男女に与えられている。国家元首はイギリスのエリザベス女王であるが、代行する総督はツヴァル人である。欧米的な近代的政党はない。

ツヴァル社会の政治社会的特色としては、他のポリネシア諸国（例えばトンガ、フィジー、西サモア等）のような伝統的身分制度（秩序）が存在しない点である。独立後の首相は、初代T・ラウテイ（1977年就任）、第2代T・プアプア（1981年就任）であり、第3代（1989年就任、現職）のB・パエニウ（前SPCエコノミスト）である。独立後の1980年に北端の島ナムメアで分離運動が行われたが、間もなく終息した。

外交、国際関係では、独立と同時に第38番目のイギリス連邦（コモンウェルス）の加盟国となり、その後もイギリスからの国家財政援助が最も多く供与され続けている。しかし、その財政援助の実施過程は、独立国ツヴァルに対する内政干渉であるとツヴァル政府側は批判し、自主財政（オートノミー）の確立、イギリス（諸外国）からの干渉を受けない財政援助を英連邦諸国等に求めてきた。

1987年に成立したツヴァル信託基金はこのような要請に応えたものといえよう。ツヴァルではオーストラリア紙幣が通貨として使用されていることでわかるように、オーストラリアとの経済関係、特に援助による結びつきがイギリスとの関係について重要である。

ツヴァル側の要請を受けて、ツヴァル信託基金の設立とその経緯に最も深く関与し、基金成立のイニシアチブを發揮したのはオーストラリア政府、オーストラリア開発援助庁（ADAB）であった。

ツヴァル政府の外交政策の基本は、いわゆる平和愛好国とツヴァル政府が見做した国と外交関係を樹立するが、共産圏、社会主義諸国とは国交、外交関係を樹立しないとする点である。これまでに外交関係を樹立した主な国はイギリス、オーストラリアをはじめとして次のような国々である。ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィジー、フランス、アメリカ、西ドイツ（ドイツ）、オランダ、ベルギー、韓国、台湾、そして日本である。

国際機関としては、南太平洋の代表的な地域協力機関である南太平洋フォーラム（SPF）、南太平洋委員会（SPC）をはじめとして、国際連合の専門機関であるWHO等にも加盟している。しかし、財政的な理由から国際連合には加盟していない。

主要貿易相手国は、フィジー（ツヴァルとの間に定期航空路開設）、オーストラリアそしてニュージーランドである。

日本との外交関係は1979年4月に樹立され、その後無償協力や技術協力がおこなわれてきており、東京に名誉領事館も設置されている。

最近のツヴァル国内の政治状況は次のようである。1989年9月に行われた総選挙によってパエニウ新政権が成立し、女性議員が誕生して話題になった。パエニウ新首相は、就任演説のなかで、最優先課題としてツヴァル人としての民族的アイデンティティの形成と政治・統治機構の充実を指摘した。独立してから10年余であり、島共同体を基礎とした自給自足（サブシステンシー経済）による生活をしているために選出された議員達の多くは、その出身島優先の意識を強く持っている。即ち、パエニウ新首相は、各島民にツヴァルという新生国家の国民としての国民意識の形成を求めているといえよう。

パエニウ内閣の閣僚（1989年10月16日発表）は次の通りである。副首相兼大蔵・通商大臣＝A・セルカ、労働・通信大臣＝I・イオナタナ、天然資源・内務大臣＝T・シオネ、保健教育・社会問題大臣＝N・M・ラタシ、外務・経済計画大臣＝パエニウ首相兼務。

(4) 社会……教育・医療・輸送

教育機関としては幼稚園をはじめとして全島で8校の小学校があり、さらに唯一のモツフォア中・高等学校がヴァイツプ島にある。

高等教育機関としての大学はなく、大学進学希望者は主にフィジーの南太平洋大学へ進学する。成人の識字率は95%と高い。義務教育は7才から15才までの9年間である。医療施設としては1978年にフナフティにプリンセス・マーガレット病院が設立された。ベット数は30であり、手術室、歯科センター、放射線装置、図書室、家族計画施設を具えている。各島には医療助手、看護婦、助産婦、小児看護婦がいる。最近

の主な疾病としては結核、ハンセン病、フィラリア等があり、特に欧米的なライフスタイルの普及により、高血圧症が増えており、減量（ダイエット）療法が採用されている。また、急速な人口増加への対応として、家族計画が重要な課題とされている。また、乳児死亡率が50%を越えている。（1985年）

輸送機関としては各島間はカヌー、小舟であり、陸上では小型自動車、バイクである。電話もフナフティでは使用されているが、他島には普及していない。

放送施設としてラジオ・ツヴァルがあり、週45時間放送されており、ツヴァル語のほかにニュース等は英語が使用されている。新聞は政府によってツヴァル語のシクレオオ・ツヴァル紙と英語のツヴァル・エコー紙が隔週刊行されている。

第二節 経済・財政の構造とその現状

(1) ツヴァル経済の概観

これまで見てきたように、ツヴァルは人的資源、天然資源（海洋資源の開発は除く）の双方で極めて制約された極小島嶼国であり、その将来における経済発展を可能にする国内的条件、国際的条件に乏しい。現在でもツヴァルの労働者の約半数は、ナウルをはじめとしてフィジー、オーストラリア、ニュージーランド等の近隣諸国へ出稼ぎに出で家族へ送金をしている。その数はおおよそ1,500人。かつてはオーシャン島（現キリバス）の燐鉱石採掘に従事する資金労働者として多くのツヴァル人が働いてきた。しかし、オーシャン島の燐鉱石はすでに採掘しつくしている。またナウルの燐鉱石の21世紀初頭での枯渇予測等により、ナウルへの出稼ぎも時間の問題となりつつある。独立後は、イギリスを中心とした諸外国から財政、経済援助に大きく依存した財政である。イギリスからの財政援助は段階的に削減され、1996年に中止されることになっている。そのため、経済的、財政的自立を可能にする諸政策の形成・実施が急務である。

極小島嶼国であるツヴァル経済の特徴は次のようである。

第1、自給自足経済を基本としており、貨幣経済は政府機関に勤務する公務員の多くが住む首島フナフティに集中している。従ってツヴァルの経済状況の実態を統計に

もとづいて把握するは難しい。

第2、ツヴァルの経済・生活水準は島嶼国でかなりの格差がある。賃金・サラリーとしての現金収入生活者が多いフナフティが最も経済・生活水準が高く、次いでヴァイップそしてその他の外洋の島々の順である。フナフティ、ヴァイップの両島に比較して、その他の島々は特に飲料水の供給、交通・交易手段の制限による孤立、医療・保険サービス、緊急医療輸送、商品の質と種類等の制約条件が多い。現金収入を求めて近年ではフナフティへの人口集中が著しく、政府は分散化を奨励している。

第3、ツヴァルの主要国家収入（輸出品、外貨獲得源）はコブラ、切手販売収入、出稼ぎ者の送金、そして漁業関連収入に限定されている。①コブラの生産は外洋の島々で行われており、ツヴァル・コブラ共同組合が販売している。コブラの生産・輸出によって得られる外貨収入は1984年には34.3万ドル、1987年には1.6万ドルであり、コブラの生産量と国際価格の変動に大きく左右される。コブラの増産は栽培面積拡大の困難さ、天候、重労働の理由により容易ではない。過去におけるコブラの年間最大生産量は約1000トと推定されているが、最近の平均生産量は400トを下回っている。ヤシは、貴重な輸出品であるコブラを生産するとともにツヴァル人の常食でもある。コブラ以外の換金農産物としてはイモ類を含めた根菜類、パパイヤ、野菜等がある。②切手販売による外貨収入は貴重な財源だが、その年間売上額は年により大きく変動している。例えば1982年から84年の平均では30万ドルであったが、1984年には12.6万ドル。現在はイギリスの会社との契約に基づいて「世界の指導者」シリーズという切手を販売している。③ツヴァルにとって、出稼ぎ者の送金も重要な外貨収入源である。主な出稼ぎ先はナウル、次いで外国漁船の乗組員、その他にキリバス、オーストラリア、フィジーであり、送金業務はツヴァル・ナショナル・バンクが行っている。ツヴァルの人々は勤勉で有能であるとされているが、今後とも出稼ぎ先を太平洋の近隣諸国に確保できるか否か、その多くはオーストラリア、ニュージーランドをはじめとする太平洋の主要国の経済動向、景気に左右されよう。④漁業関連収入はツヴァルの排他的経済水域（EEZ）は独立後の1979年に設定され、その面積は90万平方キロと広大である。漁業関連収入は、魚の販売、外国漁船の入漁料収入に大別される。漁業はツヴァル国家漁業公社によって管理・運営されている。日本政府の援助で提与されたマ

グロ漁船（テ・タウタイ号）がフィジーの漁業公社（イカ・コーポレーション）の協力で操業してきたが期待されたような成果は得られなかった。近年では、南太平洋で漁業を基幹産業にまで成長させているソロモン諸島の協力・指導を得て、漁業振興を目指している。近い将来にはフィジー市場への魚・水産物の輸出を実現したいとしているが、漁業関連施設の整備・充実等の課題がある。当面、期待されるが200カイリの排他的経済水域で操業する外国漁船の入漁料である。これまでも韓国、台湾、アメリカからの入漁料収入を手にしてしている。またソ連もツヴァルのEEZでの操業を希望しているが、入漁料額の交渉で合意には到っていない。いずれにせよ、外国漁船の入漁料収入は各国との交渉によりその額にはかなりの変動があるが、ツヴァルにとって極めて有力な外貨獲得手段であることは明らかであり、ツヴァイル政府の期待も大きい。

以上のほかに外貨獲得のための産業として手工芸品の製造・輸出がある。これまでも手工芸品の輸出が行われたことはある。しかし、その品質の良さは知られているものの、量産化は困難である。また観光客誘致による外貨収入増も空路、ホテルをはじめとする施設の不備等により、当面期待出来ない。

第4、ツヴァルの貿易構造は大幅な輸出超過である。また国家規模、経済規模が小さいため、国家収入もきわめて限られている。しかもその国家支出の大半がツヴァル政府、関連機関の公務員給与支出である。主な輸入品としては食料品（肉、米、砂糖、乳製品、コーヒー等）、鉱物燃料、工業製品・機械類等であり、人口増にともない食料品の輸入増傾向が続いている。食料品の輸入価格は、国際価格（海外価格）の変動を直接うける。

ツヴァル政府の政府収入の主なものは、入漁料のほかに直接税として徴収されている所得税、会社税（法人税）、販売税、間接税として徴収されている輸入関税、その他に貨物・輸送関係収入である。税収の増加も私企業、市場の狭さにより期待できず、わずかに石油会社、ツヴァル国立銀行が例外的である。また、ツヴァル国立漁業公社も将来的は有望である。首相以下国家公務員の給与水準も他の太平洋諸国に比較して低く、所得税の増加も期待するのは困難である。ちなみに、1986年の所得税納入者約500人のうち、実に400人以上が公務員給与所得者であった。これは、まさに国家経

済が公的部門にのみ依拠していることを物語っている。

(2) 国民経済の実態

ツヴァルを訪問するには、マーシャル諸島のマジュロとフィジーのナンディーを週二回往復するマーシャル航空を利用するのが現在唯一の方法である。それ以外は不定期の荷物船で海路よりアプローチする道を探さねばならない。マーシャル航空のプロペラ機が発着するツヴァルの首都フナフティ環礁は面積にして3平方キロにすぎず、弓上の陸地は最大幅で百数十メートル、最小幅数メートルが20キロほど細長く続いているだけである。全島で数台の車。二階建ての家屋は見る事ができない。工場地帯の機械音や煙突は見られず、夜になると街の中心部だけには電気がともる。青く澄んだ海と、どこまでも続くヤシ林が、ツヴァル最大の人口密集地フナフティの全景である。

ツヴァル国土には、この他に8島（環礁）があるが、その内1島は無人である。国単位で見れば、おそらくここは最も文明から隔絶したところかもしれない。人々の大半は非貨幣経済、つまり自給自足生活を営んでいる。そのため、生活水準を経済指標による統計数字をもって、他国と単純比較することは難しい。

首島のフナフティと国内最大の島ヴァイアの2島は貨幣経済下にあるが、その他にはほとんど市場価格というものが存在せず、人々は昔ながらの伝統的暮らしを続けているのである。国民経済における国内総生産（GDP）値が算出されてはいるが、これをもって人々の暮らしの実態をすべて推察することができない所似である。

それでもまず、統計数値によるGDPを表2で示してみよう。1985年時のGDP総額は528.2万ドル。その内、54.5万ドルが農・漁業分野の生産で占められている。これを基に一人当たりGDP値を算出すると約642ドル（450米ドル）になる。数字的にはおそらく、同じ太平洋島嶼国の西サモアより高いが、この2国を訪問して比べれば、西サモア人の生活レベルが高いことは一目瞭然となるだろう。

この年のGDPの内容を分析評価した政府の報告書によれば、全GDP値の約半分にあたる258.3万ドルは外国政府拠出の開発援助によるものである。これがツヴァル経済の構造的特徴だといえよう。海外援助が数字上のGDPを押し上げている。さら

に援助の中身を検討すると、約 154.2万ドルが援助プロジェクトを推進するための雇

表2 国内総生産 (GDP)

	1981	1982	1983	1984	1985
国内総生産額 (\$A'000)	4,109	3,302	4,434	4,947	5,282
一人当り生産額 (\$A)	522	407	541	602	642
GDP内訳 %					
農業・漁業	8.0	6.8	9.2	9.9	10.8
軽工業	1.2	1.4	1.4	1.7	2.1
建設業	8.6	10.9	6.9	7.0	9.5
サービス	71.5	69.6	71.5	70.0	67.6
①行政	(43.2)※	(48.3)	(44.0)	(40.9)	(44.2)
②貿易・ホテル・食堂	(35.5)※	(21.7)	(23.5)	(21.9)	(11.1)
輸入税	10.7	11.3	10.9	11.4	9.9

い外人への給与、人件費として支払われた。その他関連する経費を含めて、額面援助金の82%が海外に流出してしまうと見積られている。この通りすぎるだけの額を差し引いて再度一人当りGDPを算出すると約 454ドル (318米ドル) 程度にすぎなくなってしまうのである。

しかし、この数字もまた全島の平均値にすぎない。貨幣経済下と非貨幣経済下との国内格差の実態を浮びあがらせるには、もう一步分析を進めなければならないだろう。

フナフティに次いで貨幣経済が浸透しているヴァイツプの面積は国内最大で (6平方キロ)、ここには農業関係の政府事務所も置かれている。唯一の国営農場、ハイスクールもこの島にあり、フナフティと同様、雇い外人を含めた給与生活者が存在している。その他の島々には、現金収入を保障するみるべき産業が見あたらない。このように、ツヴェルの国民経済は、フナフティ、ヴァイツプ、その他の三段階に分類して考えねばならないのである。

フナフティは表3で示されるように、一人当りの平均収入額は 650ドル。他に卓越

表3 各島の現金収入源 (1985)

	現金収入	内 訳				
	総 額 (1人当り)	給 与 等 (1人当り)	組合分配金 (農産物収入) (1人当り)	コ プ ラ (1人当り)	工 芸 品 (1人当り)	送 金 (1人当り)
Funafuti	1,828,037 (651)	1,750,000 (623)	0	0	23,828 (8)	54,209 (19)
Nanumea	218,677 (249)	67,597 (77)	5,820 (7)	11,420 (13)	5,056 (6)	128,784 (147)
Nanumaga	172,652 (257)	40,058 (60)	5,180 (8)	29,203 (43)	4,151 (6)	94,060 (140)
Niutau	206,452 (228)	67,597 (75)	4,983 (6)	15,364 (17)	4,016 (4)	114,492 (127)
Nui	157,823 (261)	50,072 (83)	4,639 (8)	21,579 (36)	4,343 (7)	77,190 (128)
Nukufetau	206,894 (298)	87,626 (126)	5,817 (8)	2,602 (4)	453 (1)	110,396 (159)
Nukulaelae	115,677 (367)	40,057 (127)	3,296 (10)	13,733 (44)	441 (1)	58,150 (185)
Vaitupu	556,139 (452)	272,892 (222)	12,789 (10)	51,163 (42)	395 (8)	218,900 (178)
Niulakita	- (-)	- -	- -	- -	- -	- -

した現金流通社会となっている。だが、この島でもヤシの実の自家消費、リーフ漁獲など、若干の自給部分がある。数値を実態値に近づけるには、この部分でも加算しなければならないが、フナフティでは一人当たり15ドル、その他は60ドル程度が自給部分だと見られる。それを単純加算するとフナフティ人の所得は665ドルになる。自給生産による収入額を全国平均でみると約25%、現金に換算して44.5万ドルと見積られている。

第二の島ヴァイツプは、自家生産収入が他の島に比べて高い。これは島の土地が肥沃であるとともに、島周辺が好漁場になっており、生産性が高いからである。また、政府機関が3つもあり、そこで働く者の給与に加え、海外から送金される現金も少なく、現金収入の一人平均は約450ドルになる。これに、自給部門の離島平均見積り額60ドルを加えると一人当たり510ドルで首島フナフティの水準に近づく。

その他の島々における現金収入の最大のものは海外からの送金である。離島6島の一人当たり収入は258ドル、これに自給分を加えて320ドルである。

ツヴァル各島の所得額は以上のように見積られるが、前述したように、これらの数字には通過するだけの名目上の額が含まれているので、その分を差し引いて実態に近づけると次の如くなる。

表4 一人当り国民所得 (1985)

単位：A\$

	名目値	実態値
フナフティ	665	444
ヴァイツプ	510	340
その他6島	320	214

収入の実態値を数字で示すと以上のようになるが、実際の生活レベルはこれだけで表わすことはできない。国民は日常生活において生活水準をさらに低く見なければならない諸要因に直面している。それらは次のようなことである。

- 1) 飲料水の供給システムが極度に悪いこと。基本的には天水に依存している。
- 2) 離島への運輸システムの不備。貨物運送用の小型船が島嶼間を運航しており、人

の移動もこの船を利用することになるが、不定期のため、人的往来も思うにまかせない。

- 3) フナフティの医療施設の低水準。重病は国内処理ができないため、空路でフィジーなどに出なければならない。
- 4) 医療、健康管理サービスの劣悪。中央フナフティの医療水準に準じて、離島での医療事情はさらに悪くなっている。
- 5) 市場物質の不足。スケール・メリットがないため、首都に入航する荷物船隻も限定されるため、マーケットに品物がなくなり、現金があっても購入できないという事態がしばしば発生する。

このように、人の暮らしは現金の量だけから貧富の差異を論じることは必ずしもできないことを指摘できるだろう。そのことは同時にツヴァル人の昔ながらの生活を単純に貧しい状態と言い切ることにもまた、大いに議論の余地があるところだが、ここではその問題には踏み込まず、近代国民国家という枠内におけるツヴァルの位置を探るという目的にもどり、先に進むこととする。

① 小規模産業

国内にある農業にはタロイモ、サトウキビなどの若干の農作物が栽培されているが、珊瑚土壌と塩害のため多くは期待できず、ほとんどが自家消費用である。その中でも唯一の商品農産物となっているのがヤシから生産されるコブラである。

コブラ生産は台風等の自然条件の影響を受けやすいこと、国際価格の変動幅が激しいことなどの理由から生産量の変動幅が大きい。表は過去数年にわたるコブラ生産量を示すが、1984年には680トンあったものが87年には10%以下へと落ち込んでいる。コブラの生産・販売を管理しているのはココナッツ協同組合で、生産拡大のためのプランテーション事業を推進している。

表5 コブラ生産量

(単位：トン)

年	1982	83	84	85	86	87	88
生産量	243.3	233.5	680.0	333.2	239.0	64.0	89.0

魚以外のタンパク源摂取のために、かなり以前から庭先で鶏や豚を飼育していたが、近年これらの商業化も試みられている。政府は鶏肉、鶏卵の輸入に60%の高輸入税を課し、養鶏業の育成を企っている。豚・鶏とも飼育数は増加傾向にある。しかし、これまではコプラや家庭残飯を飼料とすることができたが、多頭飼育にすると輸入飼料の購入が必要となり、飛躍的伸びを期待することはできない。

上記の2種のほか、ヴァイツプでは養蜂が行われており、これは将来の輸出商品に育てたいと政府は力を注いでいる。

表6 家畜数の推移

種類	年	84	85	86	87	88	89
豚 (頭)		7,882	9,138	9,113	8,200	8,134	11,231
鶏 (羽)		16,222	21,015	22,512	23,836	24,560	30,649
蜂蜜 (kg)		62.5	804.8	1,030.1	698.5	832.5	568.5

出所：政府未公開資料（ジェトロ貿易市場シリーズ304）

② 現金消費

離島におけるツヴァル人の現金消費の内容は、きわめて単純である。ほぼすべての消費は組合を通じて行われている。1984年では総額で1,195,542ドル、一人当りにして222ドルであった。それ以外の現金消費は196,010ドル、一人当たり36ドル。主なる諸費は次の如くであった。

表7 消費品目・消費額 (1984)

単位：：A\$

	1人平均	最高値 (島名)	最低値 (島名)
食料	112	132 (ヌクフェタウ)	86 (ニラタウ)
金属・機械	74	97 (ヴァイタブ)	62 (ヌイ)
繊維	9	15 (ナヌマガ)	4 (ナヌメア)
燃料	26	64 (ヴァイタブ)	10 (ナヌマガ)

出所：Tuvalu Trust Fund Appraisal Study, 1986

(3) 政府財政と外貨流入

1986年の政府歳入は 381.1万ドルだったが、そのうちの22%、83万ドルがイギリスの財政援助で占めている。表 8 で示されるその他 130.4万ドルの内訳は入漁料、ライセンス料21.8万ドル、サービス収入 108.6万ドルである。

表 8 政府財政収支 1980-86

(単位 A \$'000)

項目	年	1980	81	82	83	84	85	86
収 入		2,807	3,557	3,310	3,283	3,569	3,706	3,831
①税 収		697	661	705	703	891	837	1,055
②利息・配当		872	921	908	529	446	277	572
③援 助		804	1,388	951	1,002	1,060	969	900
④その他		430	586	750	1,048	1,160	1,586	1,304
支出総額		n. a.	5,343	4,969	3,930	4,536	4,800	n. a.
④現金支出		2,786	3,163	3,097	3,285	3,512	3,919	3,971
④給与等		1,375	1,401	1,440	1,563	1,735	1,759	1,868
⑤行政費		847	1,119	1,117	1,041	1,191	1,256	1,198
⑥サービス		564	643	545	681	586	904	905
⑦資本支出		n. a.	2,180	1,872	645	1,024	881	n. a.
赤字額		n. a.	1,786	1,659	647	967	1,094	n. a.

表 9 政府開発支出の推移

(単位：A \$ 1,000)

年	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	累 計	シェア (%)
経 済									
農 業	162	105	169	256	257	310	196	1,455	4.6
漁 業	854	976	132	438	355	442	336	3,533	11.2
商 業	108	128	44	91	70	83	155	679	2.1
	1,124	1,209	345	785	682	835	687	5,667	17.9
社 会									
教 育	691	472	532	645	1,129	831	1,255	5,555	17.5
保健・衛生	187	30	43	13	141	182	249	845	2.7
社 宅	304	88	115	92	33	65	111	808	2.5
社会秩序	2	6	7	87	169	183	163	617	1.9
文化社会開発	11	141	13	25	10	54	15	269	0.9
	1,195	737	710	862	1,482	1,315	1,793	8,094	25.5
社会資本									
運 輸	1,096	652	463	416	386	706	3,204	6,923	21.9
通 信	46	106	89	529	42	53	152	1,017	3.2
エネルギー	48	507	57	120	214	668	167	1,781	5.6
上下水道	5	95	92	31	104	34	24	385	1.2
環 境 保 全	156	106	313	138	98	485	258	1,559	4.9
行 政	392	711	485	2,420	523	670	1,153	6,254	19.7
	1,743	2,177	1,499	3,654	1,367	2,516	4,958	17,914	56.6
	4,062	4,123	2,554	5,301	3,531	4,666	7,438	31,675	100.0

(出所) Annual Account

一方、同年の支出は 397.1万ドルで、資本支出等を勘定に入れない単純バランスでも14万ドルの赤字を出しており、外国援助の必須性を示している。しかし、現在イギリスから拠出されている財政援助は独立時の取り決めによるもので、1996年には援助が終ることになっている。

これまでの検討でも充分明らかなように、政府財政という公的部門の生産にほとんどを依存する経済構造だけに、仮にこの部分が存在しなければ島の生活は伝統的な非貨幣経済だけの世界にとどまり、海外からの製品輸入も成り立たない。つまり、今後とも国民国家の体裁を整えながら経済、社会を成立せしめるには、外部からの安定的な貨幣流入の確保をいかように求めるかが重大な鍵となる。ツヴァル信託基金創設の必要性はまさにこの点を解決するための試みだったのである。

次に、統計上の外貨勘定を表10で示してみる。役務収支の赤字は雇い外人の給与、その他国外に流出する分を表わしている。

表10 外貨の主要支出入状況

単位 A \$ ' 000

	1983	1984
貿易収支	-2,076	-2,412
役務収支	-1,318	-1,429
小計	-3,394	-3,841
O D A ・ 他援助	3,889	6,500
差引収支合計	495	2,659

※表11に示す貿易収支額と数値が異なっているが、これは統計の出所が異なるため原資をそのまま利用した。

(4) 輸出入と外国援助

表12で明らかなように、統計上に表われる輸出品目はコブラ、切手、魚類の3種類である。

コブラは生産が天候に影響されやすいうえに、国際価格変動が激しく、収入はきわめて不安定に推移している。切手収入は ' 81年にはきわめて好調に収益を上げたが、

表11 輸出入の推移

年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
輸出	127	2,123	853	770	1,375	526	315	131
輸入	3,147	2,596	2,890*	2,961	3,949	4,126	4,056	4,949
収支	▲3,020	▲473	▲2,037	▲2,191	▲2,574	▲3,600	▲3,741	▲4,818

(注) 輸出入ともFOB。*印はTe Tautai(船)及び航空機の輸入を除く。

(出所) Tuvalu, MOP(大蔵省), "International Trade, Economic Development."

および内部資料より作成。

表12 主要品目別輸出入

(単位: A \$1,000)

品目	年	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	シェア (%)
食料・飲料		904	788	973	1,130	1,222	1,477	1,513	30.6
鉱物性燃料及び化学製品		535	672	617	661	720	830	899	18.2
製品, 機械機器		1,035	1,281	1,171	2,013	1,980	1,638	2,287	46.2
その他		119	159	200	146	204	111	249	5.0
輸入総額		2,596	2,890	2,961	3,949	4,126	4,056	4,949	100
コプラ		25	11	61	288	146	19	16	12.2
工艺品		-	-	-	2	2	3	0.4	0.3
切手		2,098	651	454	665	372	(293)	(115)	87.5
魚類		-	191	255	421	-	-	-	-
輸出総額		2,123	853	770	1,375	526	315	131.4	100

(注) 切手収入の86, 87年の値は販売額で、85年以前の純収入とは定義が異なる。88年は5万9,000ドルまでに低下している。

(出所) Tuvalu, "National Development Plan IV.", "International Trade 1986."

"Quarterly Statistical Bulletin 1987(Oct-Dec)."及び未公開資料

量産しすぎたため、稀少価値が薄れ世界市場の切手マニアの興味を失ってしまい収益は減少の一途をたどっている。82-84年に輸出額を記録した魚類は、日本が無償提供した漁船をフィジーの漁業公社に委託して漁獲高を上げたものであり、ツヴァル独力での漁獲体制がまだ整っていないため、その後が続いていない。こうした限られた輸出品目に加えて、湾岸施設が不十分なために輸出入品の積出・入が天候に大きく左右され、それが原因で経費が一定に保てないというツヴァルならではの問題もかかえている。

こうした不利条件を考慮し、国連、イギリス、ニュージーランドの合同経済研究チームは、1985年に前年までの輸出入実績をもとにツヴァル貿易の将来を表13のように予測した。これは年間人口増加率を1.89%、インフレ率を6%と仮定して算出されている。これによると輸出入の赤字は年を追うごとに増大するようになるのは次表のとおりである。

表13 輸出入将来予測

単位：A \$

	輸出 (FOB)	輸入 (FOB)	バランス
1984	1,432,000	3,844,000	-2,412,000
1986	1,667,000	4,475,000	-2,808,000
1992	2,629,000	7,057,000	-4,428,000

出所：Tuvalu Trust Fund Appraisal Study, 1986

しかし、表11で示される85年以降87年までの実績見ると、輸入額についてはほぼ予測した通りの推移が見られるが、輸出については微増どころか大幅な減少額を示しており、この分ではこれから来る92年の予測も大きく外れることは確実な気配である。

ツヴァルの経済構造を分析するために直接役に立つことはないが、この項の最後に日本との貿易関係を表14、15に示しておく。日本の輸入は最近では87年に若干見られるだけである。輸出も少額だが82、89年の突出があるのは、この年日本からの船舶の輸出があったからである。

表14 日本の対ツヴァル貿易

単位：US \$ 1000

年	輸 出	輸 入	収 支
1981	22	-	22
82	1,542	-	1,542
83	9	-	9
84	31	2	29
85	29	-	29
86	9	-	9
87	77	19	58
88	23	-	23
89	1,560	-	1,560

(出所) 大蔵省「通関統計」

外国の援助

外国の援助に依存するこの国は、独立以来イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどの各国や国際機関からも様々な援助を受けてきた。それらは表16に示すとおりである。

表15 日本の対ツヴァル輸出

(単位：1,000米ドル)

品 目	88年	89年		
	金 額	金 額	構成比 (%)	伸び率 (%)
総 額	23	1,560	100.0	6,550.3
工業製品	23	1,560	100.0	6,550.3
化学品	8	26	1.7	234.3
プラスチック製品	6	21	1.4	274.7
機械機器	10	1,376	88.2	3,178.2
エ ン ジ ン	-	115	7.4	-
金属化工機械	-	102	6.6	-
船 舶	-	1,060	68.0	-
維持製品	-	21	1.4	-
金属品	-	73	4.7	-
雑製品	5	63	4.0	1,093.3
釣 具	5	61	3.9	1,059.3

(出所) 大蔵省『通関統計』

表16 各国の援助額

国	年	1985		1986		1987	
		A\$' 000	%	A\$' 000	%	A\$' 000	%
英 国		1,500	32.6	2,113	38.0	3,723	50.1
オーストラリア		1,000	21.7	735	13.2	863	11.6
ニュージーランド		550	12.0	929	16.7	1,451	19.5
日 本		500	10.9	100	1.8	25	0.3
カ ナ ダ		50	1.1	130	2.3	74	-
西 ド イ ツ		25	0.5	-	-	-	-
ア メ リ カ		-	-	84	-	214	2.9
E E C		-	-	658	11.8	120	1.6
U N D P		101	2.2	345	6.2	558	7.5
そ の 他		875	19.0	472	8.5	410	5.5
合 計		4,601	100.0	5,566	100.0	7,438	100.0

表17 援助額の対GDP比

項目	年	1985	1986	1987	単 位
対 G D P 比		91	..	148	%
政府支出に占める率		96	%
1人当り援助額		561	663	876	A\$ドル

..資料なし

しかし、何と言っても最大の援助国は旧宗主国イギリスで、常に総援助額の50～30%を占めてきている。イギリスは国家財政そのものを負担する現金拠出を主としており、これに限って言えば1986年実績では財政援助の96%を占めた。しかし、イギリスの財政援助は永久のものではなく、独立時の協定で1996年に終了することになっている。ツヴァル信託基金が創設されるに至る経緯は、近い将来のイギリス援助終了を見越していたことは、これまでも指摘したとおりである。

また、南太平洋の域内国として、ニュージーランド、オーストラリアも恒常的な援助国である。この2国はいずれもキャッシュでの支援ではないが、ツヴァル財政を基本的に支えている。表16には示されていない89年の実績で見る英連邦3国の援助割合はニュージーランド17%、オーストラリア14%、イギリス28%となり、全体の約60%になる。しかし、ここでもイギリスの援助割合の低下が目立っている。

表16で見られるように、86年からアメリカの援助が始まったことが注目される。アメリカは、これまでオセアニア地域は英連邦の内海との認識から自国施政下の米領サモア及び信託統治領下にあったミクロネシア以外にはほとんど援助を行わなかった。その政策転換が起こったのが85年であり、その翌年から極小国のツヴァルにも援助が開始されている。

主要2カ国の援助の中身に目を転じると、ニュージーランドは健康医療、教育プログラム及び民間活動を中心に、きめ細かい援助を行っており、住民一人ひとりの援助受領感が強いのが特徴である。オーストラリアは行政計画や農漁業のプロジェクト及び教育分野に力を注いできている。オーストラリアの援助プログラムの内訳を表18に示しておくが、オーストラリア、ニュージーランドの2国は、雇い外人として行政府内に人材を送り込んでいるために全体の国家行政を恒に把握しながら、援助政策を検討できるという点で、密接度が強いのである。

表18 オーストラリアの援助プログラム

(単位 A \$ 000)

分野	拠出金	1984-85	1985-86	1986-87	1987-88
計画・行政		155	136	211	170
公共施設		26	20	-	-
農林・漁業		119	235	330	280
鉱・建設業		150	40	-	-
教 育		250	462	283	316
社会基礎		43	25	-	-

日本も金額的には少ないがこれまで2国間ベースでは漁業に関する無償協力を行ってきている。技術協力では国際協力事業団が水産、行政の研修生を累計(88年)で9人、海外漁業協力財団が漁業1を研修生として受け入れている。また、これまでに3人の水産の専門家が派遣されている。交換公文ベースの対ツヴァル無償は表19のとおりである。

表19 対ツヴァル無償協力<交換公文ベース>

(1988年12月末現在)

(単位:100万円)

締結日	案 作 成	金 額	備 考
	[水産無償協力]		
81. 3. 30	漁業開発計画	400	
86. 4. 28	漁業開発計画	158	
88. 8. 31	漁業開発計画	107	

出所:外務省資料

第三章 ツヴァル信託基金の構造とその運用

1. 信託基金に関する協定

(1) 総説

「ツヴァル国際信託基金に関する協定」(Agreement Concerning an International Trust Fund for Tuvalu)は、ツヴァル信託基金の設立及び運営を規定した基本的取り決めであって、1987年6月16日に、ツヴァル政府並びにオーストラリア、ニュージーランド、イギリスの各援助国政府を当事者として調印された条約である。ツヴァル信託基金の構造と運営方法を理解しようとする際には、まずこの協定の諸規定を考察することが不可欠である。

協定の内容に立ち入る前に、まず協定締結に至った沿革、並びにこの協定の基本的性質について簡単に触れることとしたい。

(2) 沿革

1978年にツヴァルは、イギリスから独立したが、独立後もイギリスはツヴァルに対し、経常的財政援助を毎年継続していた。しかし、イギリスはこうした財政援助を今後際限なく継続する意思のないことを表明していた。そこでツヴァル政府は、1982年にイギリス政府に対し、継続的財政援助に代わる「1回限りの援助」を提案した。しかし、イギリス政府はこの提案を拒絶した。ツヴァル政府は、同様な提案をニュージーランド政府とオーストラリア政府に対しても行ったが、やはり受け入れられなかった。

1982年の提案に先立って、基金設立の構想が検討されていたが、こうした手法は当時としては斬新すぎて、伝統的な援助形態とは全く異なっていたために、援助国の理解を得るには至らなかった。

1984年までにツヴァル政府は、「準備基金」(Reserve Fund)の手法を考案し、基金構想を、より洗練されたものにした。すなわち、それはオーストラリア、ニュージー

ランド及びイギリスの各政府が拠出金を出して「準備基金」を設立し、その運用からあがる毎年の収益をツヴァル政府の経常的な財政赤字補填に充当するというものであった。

ツヴァル政府は、1984年の末に、この提案を非公式に援助国にもちかけた。その後数カ月間、ツヴァルの原案を修正するための多くの議論が行われた。このような動きを経て、1986年までに、オーストラリア、ニュージーランド及びイギリスの3国は、基金設立に前向きな理解を示すに至った。

正式な基金設立案の策定においては、国連開発計画（the United Nations Development Programme, UNDP）、ニュージーランド政府、並びにイギリス政府の協力があった。

以上の経緯を経て、1987年6月に、「ツヴァル国際信託基金に関する協定」がツヴァル、オーストラリア、ニュージーランド及びイギリスの各政府により調印され、基金の設立を見るに至った。

(3) 協定の基本的性質

「ツヴァル国際信託基金に関する協定」は、国際法主体たる国家を当事者とする合意（国際的合意）であるから、言うまでもなく、一種の条約である。条約は、講学上、一般に「立法条約」（Law making treaties）と「契約条件」（contract treaties）とに分類される。「立法条約」とは、多数の国家に共通の国際法の規則を定める一般条約のことで、当事者の同一方向の利害の一致、すなわち、当事者の共同目的に基づく同一内容の意思の合致から成る条約をいう。一方、「契約条約」とは、「法律行為条約」ともいい、国家間の異なる利害を調整する条約で、当事者の逆の方向の利害の合致、すなわち、異なる目的をもった互いに異なる内容の意思の合致から成る条約をいう。本協定は、援助国と被援助国とのあいだの異なる利害の合致を内容としており、以上の分類に従うならば、契約条約に該当すると言えよう。

さらに、前述の通り、当該信託基金は、「信託」と言えども、協定の当事者を国家とする条約であるため、言うまでもなく当該信託は、特定の国の国内信託法に服するものではなく、協定第1条にも規定されているように、「この信託基金は、本協定の

規定に服する。」その意味で、この信託は、協定内における自己完結的性格を有する
とすることができる。

2. 信託基金の目的

当該信託基金の目的は、協定第2条に規定されている。第2条はまず、「当該基金
の目的は、以下に掲げる諸目的のために、ツヴァル政府の経常的支出の追加的歳入財
源を提供することにより、長期にわたるツヴァルの財政的存続に貢献することにある」
とした上で、以下の5つの具体的な目的を挙げている。

- (a) ツヴァル政府の経常的予算運営における、より大きな財政的自治の達成を援助す
ること。
- (b) ツヴァル政府が現状の社会的インフラストラクチャー及び社会的サービスの水準
を維持または改善することを可能ならしめること。
- (c) ツヴァル政府が外国からの資本開発及び技術援助を受け入れ、かつそれらを効率
的に活用する能力を高めること。
- (d) ツヴァル政府が社会的・経済的インフラストラクチャー及びサービスの長期にわ
たる維持・運営コストに対応することを可能ならしめること。
- (e) ツヴァル政府による自国の経済発展の実現を援助すること。

これらの中で、とくに、経常的支出の追加的歳入財源の提供を基本的な目標として
掲げ、しかも、ツヴァル政府の財政的自治の達成を具体的目標の最初に掲げている点
は、信託基金型援助の特色をよく表わしていると言えるであろう。

3. 信託基金の基本的構造

信託基金の細部にわたる詳細な解説に入る前に、まず当該基金の全体的な基本構造
を示すこととしたい。

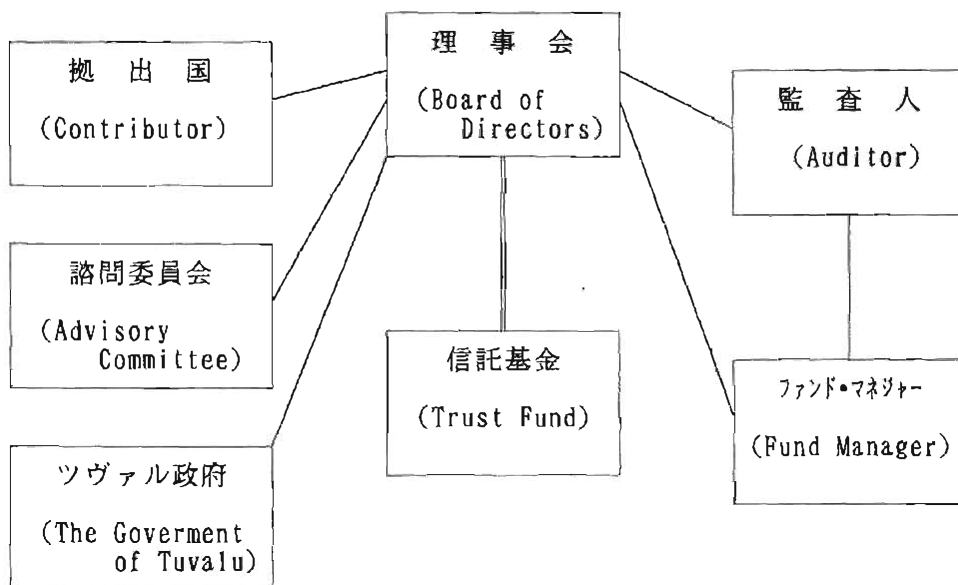
まず協定第1条、第1項は、「本協定により、ツヴァル信託基金 (the Tuvalu
Trust Fund) と称する国際組織 (international organisation) を設立する」と規

定している。さらに第5条、第2項は、「本基金は法人格 (juridical personality) を有する」と規定し、とくに、契約を締結する能力、動産・不動産を取得・処分する能力、及び訴訟行為をなす能力を有する旨規定している。こうした権能の帰属主体は、あくまで基金そのものである点に注意が必要である。

さらに、第8条、第2項は、「本基金の財産は、理事会 (Board) が信託としてこれを保有し、かつ管理する」と規定している。

以上の規定から、基金の基本構造を次のように観念することができる。すなわち、図1に示されているように、まず信託基金が中央に存在し、これが法人格を有する。

図1



すなわち、権利・義務の帰属主体としての一つの国際組織を構成する。そして、その機関として理事会 (Board of Directors) がその上に存在する。理事会は、受託者として信託財産たる基金を管理・運用する、という図式である。信託法の学説でいうならば、当該信託基金は、いわば信託財産法主体説的構成を有していると言えよう。

では、なぜこのような構成が採られているのか。おそらく、それは基金を一つの法人格を有する国際組織とすることによって、国際法上の法主体性を付与することが、

基金の対外的諸活動を円滑化できるという利点をもたらすからであろうと思われる。このことと関連して、協定第5条、第1項が「本基金の目的遂行を可能ならしめるため、各当事国は基金に対し、その領土において本協定に定める法的地位、特権、並びに免除を与えるものとする」と規定し、さらに、同条、第3項が「本基金は、いかなる外国為替管理規制・制限、またはモラトリアムからも免除される」と規定していることは注目に値する。

以上のように当該信託基金の基本的構造を観念するとした場合、次のような素朴な疑問が生ずるかもしれない。すなわち、一般の国内法上の信託のアナロジーで見た場合に、委託者と受益者は誰かという疑問である。協定はこの点について明文の規定を置いていないが、言うまでもなく委託者は資金の拠出金国たる協定当事国であり、受益者はツヴァル政府であると考えるのが妥当である。ただし、当該信託基金が条約に基づく国際組織である以上、例えば受益者と受託者との関係を国内信託法におけるそれと全くパラレルに捉えることはできない。後に見るように、受託者たる理事会の義務・責任、あるいは、受益者たるツヴァル政府の権利が、協定の明文上あまり明確に規定されていないが、これは、国際援助機構としての当該基金がうまく機能する限りにおいては、一般の信託関係に見られるような受益者・受託者間の緊張関係は、本来想定する必要性が乏しいからであると考えられる。しかし一般の信託関係に見られるような紛争が生じる可能性もあるため、協定はこのような事態に備えて紛争処理方法としての仲裁に関する規定を置いている。（第27条）仲裁については、後述する。

当該基金に関与する当事者についての詳細は、後に詳しく述べるが、まずそれに先立って、図1に即して各当事者の基本的役割を概説することによって基金の全体構造を示すこととする。

まず理事会は、後述のように、各当事国の代表者たる理事によって構成されている（第6条、第2項）ので、彼らは本来、財産運用のエキスパートではない。そこで、図1の右端にあるファンド・マネジャー（Fund Manager）が置かれている。ファンド・マネジャーは、投資運用の専門家であって、いわば受託者たる理事会の「代人」（日本信託法、第26条）のごとき地位に立つと言えよう。

さらに、ファンド・マネジャーをいわば監督する存在として、監査人（auditor）が

置かれている。監査人は、定期的にファンド運用のパフォーマンスを理事会に報告する仕組みになっている。

一方、図1の左側のツヴァル政府の上に諮問委員会 (Advisory Committee) が置かれている。これは、理事会に対して助言を行う機関というよりは、むしろツヴァル政府に対して助言を行い、かつこれを監督することを主な任務とする機関であることに注目する必要がある。

以上で基金の全体構造に関する概略的な説明を終え、次に各個別機関について詳しく見ていくこととしたい。

4. 理事会

(1) 総説

理事会は、当該信託基金の受託者（協定第8条、第2項）として、本スキーム全体において中心的な地位を占める機関である。協定第6条、第4項は、「当該基金に関するすべての権限は、理事会に属し、理事会がこれを行行使するものとする」と規定している。

(2) 理事の構成

協定第6条、第2項は、理事会の構成メンバーたる理事 (Director) について規定している。理事は、次の3種のものから構成される。

- (a) ツヴァル政府によって任命された1名の理事。当該理事が理事会の議長 (Chairman of the Board) を務めるものとされている。現在は、ツヴァルの副首相兼大蔵大臣であるセルカ氏 (Dr. A. K. Seluka) がこのポストに就任している。
- (b) ツヴァル以外の原当事国（すなわち、オーストラリア、ニュージーランド及びイギリス）によって、任命された各1名の理事。

以上、ツヴァルの代表理事を含めた合計4名が現在の理事会の構成メンバーである。しかし、将来の新たな拠出国の増加を想定して、協定は次のような規定を置いている。

(c) 「原当事国によって任命されたすべての理事の過半数の賛成により、理事会が決定した金額以上の拠出を基金に対してなしたその他の当事国によって任命された各 1 名の理事」現在のところ、この規定に該当する理事は存在しない。

なお、理事が何らかの理由で理事会に出席することができない場合には、当該理事を任命した当事国は代理理事 (Alternative Director) を任命し、理事会に出席させることができる。(協定第 6 条、第 3 項)

(3) 理事会の権限と機能

前にも述べたように、理事会は基金の受託者として、中心的な地位を占める機関であって、基金のすべての権限は、理事会に帰属するとともに、理事会によって行使される。(協定第 6 条、第 4 項)

理事会の主たる機能は、以下の 3 点に集約される。(協定第 6 条、第 5 項)

- (a) 基金の運営、監督、及び管理。
- (b) 基金財産の投資及び分配。
- (c) 政府及び他の国際組織 (international organisation) との協定 (agreement) 及び取り決め (arrangement) の締結の授権。

(a) と (b) は、基金の受託者としての本質的な機能であり、一方、(c) は、1 個の国際組織たる当該基金の代表機関としての機能である。

(4) 理事会の定足数・決議方法・その他

理事会は、必要かつ合理的な召集通知のなされたときに開催される。(協定第 6 条、第 7 項) 理事会の定足数は、理事もしくは代理理事の 3 分の 2 以上の出席が必要とされる。(協定第 6 条、第 8 項) 協定第 6 条、第 9 項は、理事会の決議方法について、次のように定めている。すなわち、「本協定の別段の定めがある場合を除いて、議事は、理事会に出席し、かつ投票する理事または代理理事の過半数の賛成によって可決される。」議長は審議権のある投票権 (deliverative vote) を有し、単純多数が要求される場合において賛否が同数のときは、決定票 (casting vote) を投ずる権利を有する。

以上に述べた理事会の構成及び決議方法などの仕組みから、被援助国たるツヴァルは、理事会の議長国ではあるものの、理事の過半数が援助国側によって占められているため、基金の意思決定機関である理事会におけるツヴァルの発言権は、極めて制限されていると言える。援助国側は、援助資金を基金に拠出した後も、これに対する管理・運営については、実質的なコントロールを継続できる仕組みとなっている点に注意する必要があるだろう。

なお、理事はその職務によって、基金から報酬等を受けることは許されない。（協定第6条、第6項）

また、理事会は独自に手続に関する規定を制定することができる。（協定第6条、第10項）

5. 諮問委員会

(1) 諮問委員会の職務

協定第7条、第1項は、諮問委員会（Advisory Committee）を設置する旨を定めるとともに、その職務として、次の2つの事情を規定している。

- (a) ツヴァル政府に対して、ツヴァル経済の発展、及び当該基金のツヴァルに与える社会的・経済的効果に関して助言をなすこと。
- (b) これらすべての点に関して、最初の6カ月経過後に中間報告を、さらにその後は毎年1度の報告を、ツヴァル政府並びに理事会に対して提出すること。

諮問委員会は、以上の職務を遂行するにあたって、当該基金元本の規模及び基金収益の規模をとくに考慮しつつ、ツヴァルの国家予算、年度会計及び財源について検討し、かつ助言を行うことを要求されている。（協定第7条、第2項）

以上の規定からわかるように、諮問委員会の基本的性格は、理事会に対し助言を行う機関というよりは、むしろツヴァル政府に対してその財政運営に関し助言を行い、実質的にツヴァルの財政運営を理事会に代わって監視することを主な任務とする機関であると言えよう。このことは、基金収益の財政利用について、ツヴァル政府のフリー・ハンドに委ねるのではなくて、援助国側は相当程度の実質的介入権を留保してい

ることを意味している。

なお諮問委員会の委員は、定期的にツヴァルを訪問することを義務づけられている。
(協定第7条、第5項)

(2) 諮問委員会の構成等

諮問委員会は、2名もしくは当事国によって決定される人数の委員をもって構成される。(協定第7条、第3項) 諮問委員会の委員は、すべての当事国の合意に基づいて任命されなければならない。(協定第7条、第3項) 諮問委員会の職務の重要性にかんがみて、協定第8条、第9項に定められている理事会の通常の決議方法(出席し、かつ投票する理事の過半数による可決)の例外とされている。諮問委員会の委員は、理事会の承認する報酬及び費用の支払いを受けることができる。(協定第7条、第4項)

6. 基金財産

基金財産 (resources of the Fund) は、次の3つのものから構成される。(協定第8条、第1項)

- (a) 協定第9条に基づく当初拠出金。(initial contributions)
- (b) 協定第10条に基づく追加拠出金。(additional contributions)
- (c) 基金の運営、その他によりもたらされる収益金等。

こうした基金財産は、理事会がこれを信託として保有し、かつ管理しなければならない。本協定の目的・趣旨のためにのみ使用されなければならない。(協定第8条、第2項)

以下、(a)の当初拠出金、及び(b)の追加拠出金について、まず述べることにしたい。

7. 拠出金

(1) 当初拠出金

当初拠出金は、当該信託基金の当初元本となる拠出金である。協定第9条、第1項によって、協定の原当事国は、それぞれ基金に対して次の金額の当初拠出をなすべきものとされていた。

オーストラリア : 800万ドル

ニュージーランド : 1,000万NZドル

ツヴァル : 160万ドル

イギリス : 850万ドル

(協定、付属規定)

なお、協定は、原当事国以外の国または国際組織に対しても、当初拠出をなす途をひらいていた。すなわち、協定第29条、第6項は、次のように規定する。「本協定が発効した後においては、理事会の招へいに基づき、当初拠出金に関する事項を含む理事会と合意された取り決めに従って、原当事国以外の政府及び国際組織も、本協定に加盟することができる。」この規定により第三国または国際組織が規定に加盟する場合は、当該新規加盟国（または国際組織）については、その加盟文書が交付されてから30日後に、協定の効力が生ずるものとされていた。(協定第29条、第7項)

以上の規定を受けて、協定第9条、第2項は、「第29条、第6項の規定に基づき本協定に加盟するその他の当事者は、理事全員の承認のもとに理事会とのあいだで合意した取り決めに従って、本基金に対し当初拠出を行わなければならない」と規定している。

なお、当初拠出金は、当該当事者について協定が発効した日から30日以内に、自由に交換可能な通貨 (freely convertible currencies) によって現金かつ一括で支払われるものとされていた。(協定、付属規定)

(2) 追加拠出金

追加拠出金は、当該信託基金の追加元本部分を構成するものである。

現実のツヴァル経済にとっては、この基金への追加拠出に対するニーズは、極めて大きいものがある。本来、この信託基金の設立目的のひとつが、「外国からの資本開発及び技術援助を受け入れ、かつそれらを効率的に活用」し、また、「社会的・経済

的インフラストラクチャー及びサービスの長期にわたる維持・運営コストに対応する」ための資金を、ツヴァル政府に提供することにあるという点は、前に述べた通りである。ところが、比較的規模の大きい開発プロジェクトを実行に移すプロセスにおいては、そのプロジェクトが完成し、稼働が開始され、プロジェクトの果実がツヴァルの国家歳入という形で獲得されるまでのあいだに、相当のタイムラグが存在するため、こうした開発プロジェクトの遂行が、ツヴァルにとって経常的財政の大きな圧迫要因となりうる。こうして生ずる経常的財政赤字を借入金によって補填することには限度がある。それゆえ、こうした借入金による財政赤字補填を最小限度に抑え、財政的安定を確保しつつ開発プロジェクトの遂行を可能にするためには、プロジェクトの増加に見合った信託基金元本の増加、すなわち追加拠出が必要となるのである。

さらに、開発プロジェクトが完成し、稼働が開始した後には、当該施設・設備の管理・補修・維持のためのコストが必要となる。こうした諸コストもまた、新しい開発プロジェクトの実行に伴い、不可避的に生ずるコストであり、当初より当該信託基金の収益によって補填されることが想定されていたものである。したがってこの面においても、新規プロジェクトに見合った信託基金元本の増加（追加拠出）が要請されることとなるのである。

協定第10条は、この追加拠出について規定している。協定第10条の認める追加拠出の形態は、図2に示されているように、まず返還義務のない贈与（grant）と返還義務のある借款（loan）とに分かれる。借款を受け入れるためには、理事全員の同意が必要とされている。（協定第10条、第1項）これは、追加拠出の原則的形態は、返還義務を伴わない贈与であるべきであって、返還義務を伴い、よって将来、基金の運営に影響を及ぼしうる可能性のある借款の受け入れについては、慎重を期するとの考慮によるものであろう。

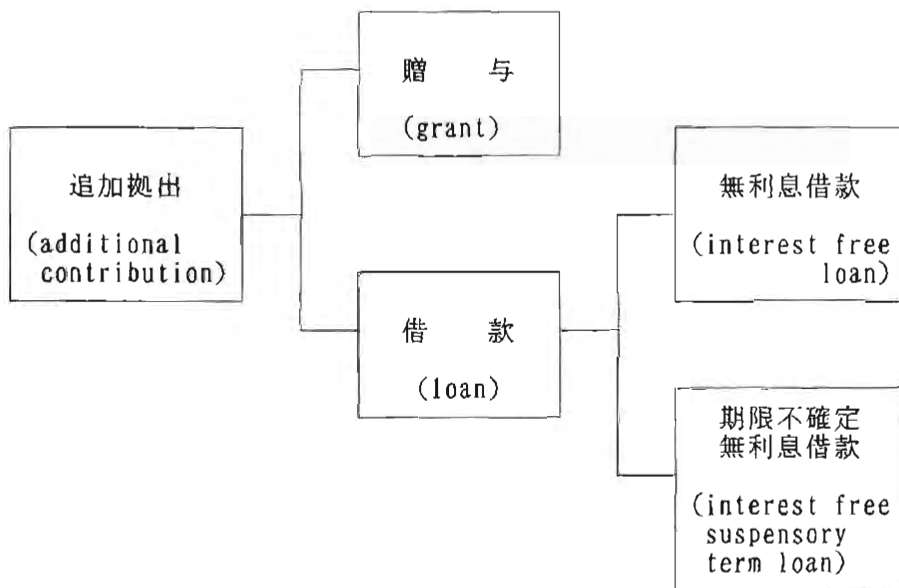
借款はさらに、図2に示されているように、

- (a) 無利息借款（interest free loan）
 - (b) 期限不確定無利息借款（interest free suspensory term loan）
- の2つに分類される。（協定第10条、第1項）

(a)は、返済期限を明示した通常の借款であるのに対して、(b)は、返済期限を明示せ

ず、基金側に返済期限に関する選択権を与えた借款である。

図2 追加拠出の形態



以上に述べたすべての形態の追加拠出は、以下に述べる協定第11条の拠出条件に従って、協定当事国のみならず、その他の拠出国等からも受け入れることができる。

(協定第10条、第1項)ただし、当該追加拠出を受け入れることが、基金の利益に合致しないと基金が判断したとき、もしくは、ツヴァルの利益に合致しないと基金が判断したときには、基金はこの追加拠出の受け入れを拒絶することができるものとされている。(協定第10条、第2項)追加拠出が基金及びツヴァル政府の利益に合致しない場合としては、例えば、協定当事国と敵対関係にある第三国による拠出などが考えられよう。

基金は、協定第10条、第1項に基づき受け入れた借款債務に関し譲渡可能な (negotiable)、もしくは移転可能な (transferable) 証書を発行することを禁止されている。(協定第10条、第3項)この規定は、協定第10条、第1項において、借款の受け入れにつき、理事全員の同意を要するとしていること及び同条、第2項において、基金が追加拠出者を選別する権利を与えられていることに符号するものである。いかに

借款債権者を制限しても、もし借款債権自体が譲渡可能であれば、このような制限は意味をなさなくなってしまうからである。第3項が禁止している証書は、借款債権が証書に化体し、証書の交付をもって借款債権の移転の効果を生ずる、いわゆる有価証券に限られるものではなく、およそ譲渡・移転可能な借款債務を基金が負担すること自体を、第3項は禁止していると解すべきであろう。

協定第10条、第1項に規定される無利息借款及び期限不確定無利息借款は、基金にとって極めて魅力的な追加拠出である。10年ないしそれ以上の長期にわたるコストのかからない資金は、それ自体として基金に安定的な収益をもたらし、唯一返還義務を伴うという点だけを除けば、実質的に贈与型の拠出と変わらない効果を有するものだからである。

また、援助国サイドの立場から見ても、基金が借款型の拠出を受け入れることができるということは、国内の法令・政策・その他の事情により贈与型の援助を行うことは困難であるが、借款としてなら可能というタイプの援助国にとっては、極めて好都合であろうと思われる。基金側にとっても、こうした援助国から拠出を引き出しうるチャンスが増大するという意味においてメリットがあるものと思われる。

しかし、無利息借款は上に述べたように、実質的に見てほとんど贈与と変わらない拠出形態であるため、今後新たな援助国の拠出を引き出すツールとしては、援助国の立場からは、実施するのに困難を伴うものであろうし、基金サイドにとっても、容易に追加拠出を引き出すことのできないものであろう。そこで、現在の協定の規定では認められていないが、低利息付の借款は将来検討されるに値する資金吸収ツールであろうと思われる。借款に低利ながら利息を付することにより、援助国側の拠出に伴う障害を低くすることが可能となるであろうし、それによって、より大量の資金を基金は獲得することが可能となるであろう。その場合の利率設定は、2通りの方法が考えられる。ひとつは、低水準の固定利付とする方法であり、いまひとつは、信託基金のパフォーマンスまたは、ツヴェル政府の受取配当率を基準として、それに連動する形の変動利付とする方法である。今後は、追加拠出金の確保策として、こうしたより現実的なツールの開発が検討される必要があるものと思われる。

(3) 拠出条件

基金への拠出は、あくまで独立した国際援助機構としての信託基金への拠出であり、被援助国たるツヴァル政府への直接的な援助を意味しない。信託基金への拠出である以上、拠出金の管理・運営・分配は、基金が独自に処理すべき問題であって、援助国が介入すべき問題ではない。このような前提に立ち、協定第11条、第1項は、「拠出は、当該基金の目的遂行のためになされなければならない、その用途に関して、それ以上の制限を受けることはない」と規定している。拠出ごとに、その用途に関して援助国から注文がつくということになるならば、信託基金型援助とした根本的意義を失墜させてしまうことになりかねないからである。逆に言えば、そうした援助国側の発言権を、信託基金という装置をスルーさせることによって切断し、被援助国にとって最も望ましい援助を実現することを理想とするのが信託型援助の本質的性格なのである。その意味において、この規定のもつ意義は、極めて大きいものがあると言えよう。

拠出金は、協定第10条、第1項に基づく借款を返済する場合を除いて、原則として拠出者に返還されない。（協定第11条、第1項）ツヴァル以外の協定当事国は、任意に当該協定から脱退することができる。（協定第24条、第2項）しかし、その場合には、脱退国は既に拠出した拠出金の返還を求めることができないものとされている。（協定第24条、第3項）

この規定は、援助国は、本来ツヴァル政府を受益者として、信託基金に対し拠出金を贈与的に拠出した以上、脱退を理由にその返還を求めうるとするのは不合理であるとの考慮に基づいている。

なお、「原則として」返還されないと述べたのは、例外事由が存在するからである。それは基金の終了（termination）の場合（協定第25条）において問題となるが、この点については、後述する。

いったん拠出をなした国は、将来も引き続き追加拠出をなす義務を負うということになると、拠出国側の援助意欲を削ぐことになりかねない。しかも、そもそも信託基金型援助が考案された動機は、援助国側が将来にわたる継続的な援助に難色を示したからであって、継続性のない「1回限りの援助」という性格こそが、信託型援助の特徴であるとさえ言える。そこで、協定第11条、第2項は、「当該協定に基づく基金へ

の拠出は、協定当事国または拠出国が、将来更に新たな基金への拠出をなすべき義務を生じさせるものではなく、または、そのような黙示的意思を推定させるものではない」と規定している。この規定は、ある意味で当然のことを規定したにすぎないようにも思われるが、上に述べたように、いったん拠出を行うと継続的に拠出を行わざるをえなくなるのではないかという援助国側の危惧を明確に打ち消すために、あえて明文の形で設けられた規定であると言えよう。

なお、1990年4月現在におけるツヴァル信託基金への拠出国、並びにその拠出金額は、表20の通りである。

表20 拠出国と拠出金額（1990年4月現在）

拠 出 国	拠出額（単位：豪ドル）
ニュージーランド	8,281,791
オーストラリア	8,000,000
韓 国	30,000
ツ ヲ ヲ ル	1,599,227
イ ギ リ ス	8,499,980
日 本	694,830
合 計	27,105,828

（出所：Tuvalu Trust Fund）

8. ファンド・マネジャー

(1) 総説

前に述べたように、理事会は基金の受託者として、基金の運営・監督・管理をなすべき義務を負うとともに、基金財産の投資を行う義務を負っている。（協定第6条、第5項）

しかし、個々の理事は、当事国政府に任命された政府関係者である（協定第6条、第2項）ため、投資の専門家ではない。当該信託基金は、単に財産の保存的な管理を行えば足りるという性格のものではなく、後に述べるように、バランスのとれたポートフォリオを構築し、高収益性と安全性という両方の目標のもとに、積極的な投資運

用を行うことが要求される。そこで実際に投資に携わる者は、高度の専門的ノウ・ハウを有するポートフォリオ・マネジメント・エキスパートでなければならない。

表21 ポートフォリオの概要

投資対象	時価(豪\$)	比率(%)
公 共 債	12,687,550.00	36.7
その他の固定利付債	1,130,190.00	3.3
不 動 産	3,456,711.45	10.0
オーストラリア株式	7,853,566.28	22.7
その他の株式等	6,660,421.90	19.3
流 動 資 産	2,761,711.52	8.0
合 計	34,550,151.15	100.0

1990年1月末現在

(出所：ウエストパック・インベストメント・マネジメント社、ツヴァル・トラスト・ファンド・レポート)

以上のようなニーズを充たすため、協定第12条は、ファンド・マネジャー (Fund Manager) を置くことを規定している。すなわち、理事会は、その決定する条件に基づいて、随時、1人または複数のファンド・マネジャーを選任しなければならない。

(協定第12条、第1項)

ファンド・マネジャーの選任は義務的か、それとも任意かという疑問が生ずるが、「選任しなければならない (shall)」という規定の文言から判断して、選任は義務的であると解すべきであろう。当該信託基金の運用には、高度のポートフォリオ・マネジメントの専門性が要求される点を考慮しても、そう解するのが妥当である。

理事会は、基金の日常的な管理責任 (responsibility for the day to day administration of the Fund) をファンド・マネジャーに委任する (delegate) ことができる。(協定第12条、第3項)

理事会とファンド・マネジャーとの関係をどのように解すべきであろうか。ファンド・マネジャーは、理事会に対して、日本信託法第26条にいうところの「代人」的地位に立つと考えてよいであろう。一般に、国内信託法においては、受託者は、みずから信託事務を処理すべき義務、すなわち自己執行義務を負うのが原則である。(日本

信託法第26条、第1項；イギリス信託法については、Underhill's Law relating to Trusts and Trustees, 13th ed., Article 57 参照）しかし、国内信託法においても複雑化した社会的メカニズムの中で、受託者がみずからすべての信託事務を遂行することは困難であるとともに、ときにはその信託事務の一部を他人に委任するほうが望ましいとの考慮から、一定の場合に「代人」の選任を認めるのが一般的である。こうした「代人」の選任が認められる場合として、共通に見出されるもののひとつが、「信託行為」の中で「代人」の選任を許した場合である。（日本信託法第26条、第1項；Underhill前掲、Article 57）本協定も、「代人」たるファンド・マネジャーの選任を明示的に規定することにより、受託者たる理事会の自己執行義務を免除しているものと理解できよう。

現在、理事会によって選任されているファンド・マネジャーは、オーストラリアのウェストパック銀行系のシドニーにある投資顧問会社、ウェストパック・インベストメント・マネジメント社（Westpac Investment Management Pty Ltd.）である。

どのような理由によって、この投資顧問会社がファンド・マネジャーに選任されるに至ったかについては、明確な情報が入手されていない。しかし、他の国の投資顧問会社ではなく、オーストラリアの投資顧問会社が選ばれた理由については、容易に推測が可能である。それは、後に述べるように、ツヴァルが独自の通貨をもたず、オーストラリア・ドルを自国通貨として使用しているため、為替リスクを負わないためには、基本的にオーストラリア・ドル建ての資産に投資することが中心とならざるをえない。したがって、オーストラリア国内の投資について最も習熟したノー・ハウを有しているオーストラリアの投資顧問会社が選任されるのは、むしろ当然というべきであろう。

ファンド・マネジャーは、理事会の要求するところに従い、基金財産の価額、並びにその取得・処分に関する報告を行い、投資パフォーマンスに関する検討結果を提出し、かつそれについて助言をなすものとされている。（協定第12条、第4項）現在、4半期ごとに、ウェストパック・インベストメント・マネジメント社は理事会に対し、詳細な運用報告書（資産残高明細書と運用収支明細書から構成されている）を提出している。

ファンド・マネジャーが職務として基金の管理を遂行するにあたっての報酬、並びに費用は、基金財産の中から支弁される。(協定第12条、第5項)

(2) 投資ガイドライン

理事会は、ファンド・マネジャーに対して、日常的な投資に関する権限を委任しているのであるが、しかし、全く全面的にその権限を一任しているのではない。協定はファンド・マネジャーが投資について遵守すべきガイドライン(指針)を、理事会があらかじめ設定しておくことを要求する。基金財産の投資運用に関する裁量を、全く全面的にファンド・マネジャーのフリー・ハンドに委ねるならば、当該援助基金の目的にふさわしくない結果が引き起こされる危険性が生じかねないことは、容易に想定されるところであり、このようなリスクを予防的に回避するためには、ファンド・マネジャーの投資行動に対して、あらかじめ一定の枠をはめておくことが必要となる。以上のような考慮に基づき、協定は規定を設けているのである。

表22 オーストラリア株式投資の産業別内訳

投資対象	比率(%)
鉱業(金属)	12.2
鉱業(エネルギー)	16.1
不動産・建設	14.5
化学・製紙	5.5
銀行・保険	24.1
小売	6.2
運輸	10.2
マスコミ	1.4
その他のサービス	9.8
合計	100.0

1990年1月末現在

(出所: ウェストパック・インベストメント・マネジメント社、ツヴァル・トラスト・ファンド・レポート)

協定第12条、第2項は、次のように規定している。「理事会は、ファンド・マネジ

ャーが遵守すべき投資ガイドライン (investment guidelines)を制定しなければならない。投資ガイドラインの制定にあたっては、基金元本がバランスのとれたポートフォリオ (balanced portfolio) に投資されることを確保しなければならない。」

この規定に基づいて、理事会は、次のような投資ガイドラインを定めている。この投資ガイドラインは、大きく分けて2つの部分から構成されている。まず第一に、基金財産の投資運用に関する基本的目標を述べた部分であり、いまひとつは、この基本的諸目標を達成するための具体的ガイドライン (指針) に関する部分である。

投資運用の基本的目標としては、次の4つの事項が挙げられている。

- (a) 最も高い年利回りを達成すること。
- (b) 為替差損、元本割れを回避すること。
- (c) 最適な水準の流動性 (liquidity)を確保すること。
- (d) 実質価値のレベルにおいて、信託基金の価値を維持すること。

これらの基本的諸目標は、ツヴァル政府への配当金の基礎となる信託基金の年々の収益を確保していく上で、極めて重要な意味をもつものであると言えよう。(a)は、この信託基金の運用が単に財産保存的な消極的投資を目標とするものではなく、ツヴァル政府への援助資金を生み出すための積極的投資を目標とするものであることを明確に示している。さらに(b)は、積極的投資への過度の傾斜によって、基金が元本割れを生ずることがあってはならず、基金の長期にわたる存続の観点からも、運用においては、積極性とならんで安全性が重視されなければならないことを明示している。また(c)においては、年々のツヴァル政府に対する配当の必要性の観点から、適度の流動性が確保されなければならない旨が指摘されている。最後に(d)においては、「実質的価値のレベル」という概念が示されているが、これは、単に名目的な利回りの向上を追求するだけでは足りず、基金が長期にわたり存続していくべきものである点を顧慮して、インフレーションによる元本の目減りを考慮に入れた「実質価値」ベースでの元本の確保を要請しているのである。その結果、基金の投資運用に際しては、インフレ・ヘッジを重視したポートフォリオの構築が要求されることになるのである。

以上の基本的諸目標を達成するために、ファンド・マネジャーが遵守すべき具体的な投資に関するガイドラインが定められている。それは、次の8つの事項である。

(a) ポートフォリオに組み込むべき株式等 (equity) は、世界の主要証券取引所に上場されている市場性の高い (highly marketable) ものでなければならない。

このガイドラインは、まず、上に述べた投資運用に関する基本的諸目標のうちの、高利回りの達成及び実質価値の確保 (インフレ・ヘッジ) という要請に対応するために、株式投資が容認されることを明らかにしている。そうした上で、安全性確保の要請並びに流動性確保の要請を満たすために、投資対象を「世界の主要証券取引所に上場されている市場性の高い」株式等に限定しているのである。

(b) 任意の1つの会社の発行する株式には、その会社の発行済株式総数の5%を超えて投資してはならない。

(c) 任意の1つの会社の発行する株式には、当該株式の購入時点において、信託基金の総額の5%を超えて投資してはならない。

これら(b)及び(c)のガイドラインは、言うまでもなくリスク分散のための具体的指針である。(b)は単一会社の発行済株式総数に占める取得株式量の制限であり、(c)は単一会社のポートフォリオ全体に占める取得株式量の制限である。リスク分散の要請は、協定第12条、第2項が「基金元本は、バランスのとれたポートフォリオに投資されることを確保されなければならない」と明示的に規定していること、さらに、上に述べた基本的諸目標のうちの安全性確保の要請から導き出される帰結である。

(d) 信託基金のポートフォリオは、その市場価値の総額を超えてはならない。

このガイドラインの意味するところは、あまり明確ではないが、おそらく信用取引の禁止を意味するものと推察される。信用取引は、比較的少額の資金によって、より大きなキャピタル・ゲインを追求することを可能にするものであるが、ハイリスク・ハイリターン型のポートフォリオを形成する危険性が高いことから、安全性確保の要請を勘案して、これを禁止したものと推察される。

(e) 不動産への投資は、30日以内に実現化でき (realisable) 、もしくは流動化できる (liquidifiable) ものでなければならない。

不動産投資、投資時期を選べば、有力なインフレ・ヘッジのための投資手段となりうるばかりではなく、キャピタル・ゲインをもたらす可能性が高い。このような考慮から、このガイドラインは、不動産投資を当該信託基金の投資対象として容認してい

る。ところが不動産投資に固有の問題点として、その流動性の低さが指摘しうるため、この点を考慮して、売却後30日以内に現金化が可能な不動産投資に限定することとしたのである。

不動産投資に対するこのような投資制約が存在するために、後に詳しく述べるように、実際のポートフォリオに組み込まれている不動産投資は、個別の不動産そのものではなくて、不動産を投資対象とした投資信託（property pool trust）のみである。

(f) 信託基金のポートフォリオ総額の少なくとも70%は豪ドル建ての資産か、もしくは、その他の主要国通貨建ての資産であって、かつ豪ドル建てに為替ヘッジしたものに投資しなければならない。この制約条件は、ツヴァルの通貨である豪ドルに対して、為替差損が発生する事態を極小化することを目的とするものである。

豪ドル通貨圏に組み込まれた独自の通貨をもたい国家ツヴァルにとっては、信託基金からの配当は、豪ドル建てでなされることが望ましく、その帰結として、信託基金のポートフォリオに組み込まれる資産も、同様に豪ドル建てが中心であることが望ましい。さもなければ、基金財産が為替リスクにさらされることになり、豪ドルを基準とした場合に為替差損を被る危険性を生ずるからである。以上がこのガイドラインの趣旨である。

ところが、投資対象を豪ドル建ての資産に限定してしまうと、ポートフォリオ・セレクションの幅を著しく限定してしまうこととなり、基金の運用パフォーマンスの向上、すなわち、高運用利回り確保の要請に対応することが困難とならざるをえない。投資対象を米国、日本、欧州などに拡大する方が、より幅広いポートフォリオ・セレクションが可能となり、より高い運用パフォーマンスが期待できる。そこで、ガイドラインが採用した基準は、対豪ドルとの為替予約取引が比較的容易な主要通貨建ての資産に限って、豪ドルに対する為替ヘッジを付することを条件に、これを豪ドル建ての資産と同一に取り扱うこととしたのである。

以上のように、豪ドル建ての資産、プラス、豪ドルで為替ヘッジした主要国通貨建ての資産が、基金のポートフォリオ総額の70%以上を占めていなければならないのであるが、残りの30%以下の資産については、為替変動リスクへのエクスポージャーが容認されている。これは、明らかに安全確保の要請に反することではあるが、豪ドル

に対して、相対的に強いと予測される通貨に積極的に投資することによって、高い運用パフォーマンスを獲得しようという意図のもとに容認された枠であると考えられる。70%対30%という為替変動リスクに対するノン・エクスポージャーとエクスポージャーとの比率は、安全確保の要請と積極運用・高利回りの要請という相反する2つの要請の調和点であると言えよう。

(8) 固定利付商品 (fixed interest instrument) に対する投資及び流動資産 (liquid asset) に対する投資の合計額は、常にポートフォリオ総額の40%を超えていなければならない。

ここにいう固定利付商品とは期間1年超の固定利付の公社債等を指し、一方、流動資産とは期間1年以下の預金等を指すものと思われる。

ガイドラインが固定利付商品に対する投資を要求している理由は、言うまでもなく長期にわたる安定的な収益源を確保しようという意図によるものであろう。ただし、ガイドラインには、格付け (rating) に関する基準が定められていないことに注意が必要である。往々にして、ファンド・マネジャーは、高利回りを追求したい欲求にかられて、信用度の低い債券に眼を奪われやすいことを考慮すれば、将来、投資対象債券の格付けに関する制約を、ガイドラインの中に明示することが検討されてもよいであろう。

一方、流動資産に対する投資を要求している理由は、年々の配当に対する準備のためと、短期的な余資の効率的運用を図るためであると思われる。

ここでひとつ注意すべきことは、ガイドラインが要求しているのは、固定利付商品に対する投資と流動資産に対する投資との合計額が、ポートフォリオ総額の40%を超えていけばよいのであって、それぞれの投資ごとには量的制約がないという点である。これは、おそらく配当時期が遠い時点においては、相対的に固定利付商品の比率を高め、逆に配当時期が近づくにつれて流動資産の比率を高めるといった操作を可能にするねらいがあるものと思われる。それとともに、このような基準を設けたより大きなねらいは、金利の上昇・下降という経済変動サイクルの中で、金利のピーク時点及びその後の金利下降局面（この時期には、一般に債券価格は高騰する）においては、固定利付商品のウェートを相対的に高め、逆に金利のボトム時点及びその後の金利上昇

局面（この時期には、一般に債券価格は下落する）においては、流動資産のウェートを相対的に高めるといった機動的な操作を可能にすることにあると考えられる。このような意味において、固定利付商品（1年超の公社債等）と流動資産（1年以下の預金名と）とを金利変動サイクルの中での相互補完的なワンセットのポートフォリオと捉え、ファンド・マネジャーが機動的なシフトを行うことを可能にしようとするこのガイドラインのねらいは、極めて合理的なものと評価することができよう。

(h) 超長期固定利付証券（very long term fixed interest securities）に対する投資は、元本ロスを極小化するために、一般には回避しなければならない。

ここにいうところの「超長期（very long term）」とは、何年以上のものを指すのかは明らかにされていないが、通常は30年以上のものと考えてよいであろう。

言うまでもなく、固定利付債券においては、同じ幅の金利上昇に対する債券価格の下落の割合は、債券残存期間が長ければ長いほど大きくなる。そのため、超長期の固定利付債券に対する投資は金利の上昇をむかえた場合に、大きなキャピタル・ロスを生ずる危険性がある。ガイドラインが超長期固定利付証券を禁止した理由は、まさにこの点にある。

ただし、超長期債であっても変動利付のものにおいては、このようなリスクは存在しないため、ガイドラインも変動利付債に関しては制限を加えていない点に注意すべきである。

以上に述べてきた8つの項目が、理事会がファンド・マネジャーに対して設定した投資に関する具体的なガイドラインである。以上のガイドラインの全体を通しての特色を要約すれば、次の諸点が指摘できよう。

(a) 相当に積極的に運用を可能にする枠組みであると言える。とういのは、固定利付商品と流動資産との合計は、ポートフォリオ総額の40%を超えていさえすればよいのであって、極端に言えば残りすべてを株式運用に振り向けることさえ可能である。それゆえ、極めてアグレッシブな運用をも容認しているのが特色であると言えよう。しかしこの点は、前の「投資運用の基本的目標」にも示されているように、高利回りの追求とインフレ・ヘッジの達成がテーマである当該信託ファンドにおいては、当然のことと言えよう。

(b) 為替損、債券のキャピタル・ロスに対する強い予防的スタンスが特徴的である。ポートフォリオ総額の70%以上が、豪ドル建ての資産か、もしくは豪ドル建てにヘッジされた資産で構成しなければならないとする点は、強い為替損への警戒心がうかがわれる。(もっとも、世界の主要通貨の中での豪ドルの相対的な将来性を考慮した場合には、合理的な措置と言えるかもしれない。) また、超長期固定利付証券の禁止にもキャピタル・ロスに対する強い警戒心がうかがわれる。その一方で、上に述べたように、積極的な株式投資を容認していることは、株式によるキャピタル・ロスを容認することを意味するのであるから、これら2つのスタンスのあいだに矛盾が存在するのではないかという疑問が生じないではない。ただ、この点については、基金の長期にわたる存続のために目標のひとつに挙げられているインフレ・ヘッジとの関わりを無視することはできない。基金をインフレーションによる目減りから防御し、その実質的価格のレベルで基金の規模を維持していくためには、株式投資は不可欠である。したがって、株式投資は確かにキャピタル・ロスを生ずる危険性を内包しているが、株式を軽視したポートフォリオの構築は、この種のファンドにおいてはありえない。以上のような考慮が働いているものと思われる。

9. 基金の運用状況

以上に述べた投資ガイドラインに基づいて、実際にファンドがどのように運用されているかを次に見ることとしたい。

表2は、現在ファンド・マネジャーに選任されているウェストパック・インベストメント・マネジメント社の1990年1月末現在のレポートをもとにして作成した主な投資対象ごとに区分されたポート・フォリオの概要である。価額は時価ベースである。単独の項目として最もウェートの大きい投資対象は公共債であり、その他の固定利付債と合計すると、ちょうど40%に達する。この分野は、ファンドに安定的なインカム・ゲインをもたらすために組み込まれたものであって、このポートフォリオ全体のひとつの大きな柱を構成している。

いまひとつの大きな柱は、株式投資である。オーストラリア株式(オーストラリア

の会社が発行した株式)が22.7%、その他の株式が19.3%を占めており、両者を合計すると、42%に達する。株式投資のねらいは言うまでもなく、キャピタル・ゲインの追求とインフレーションに対する防御にある。

固定利付債のウェイトと株式のウェイトをあえて意図的にほぼ等しくしているのは、協定第12条、第2項に規定されている「バランスのとれたポートフォリオ」を実現するための配慮であろうと推察される。名目的な利回りだけを追求するのであれば、固定利付債（公共債とその他の固定利付債の合計）のウェイトが、もっと大きくて然るべきであろう。しかし、長期にわたり、インフレーションによる目減り分を割り引いた実質的価値のレベルにおいてファンドの規模を維持することが要求される当該基金の運用においては、株式運用のウェイトを債券運用と少なくとも同等か、ないしはそれ以上に引き上げる必要があるとの判断がなされているものと推察される。

以上の固定利付債と株式を合計すると、ポートフォリオ全体の82%に達する。残りの18%のうち、10%を不動産、8%を流動資産が占めている。

ここで、さらに詳しくそれぞれの投資対象の内訳を見ることとしたい。

(a) 公共債

公共債 (public sector securities) は、ポートフォリオ全体の36.7%を占めている。さらに、その内訳は、英連邦証券 (commonwealth securities) とその他の公共債とに分かれる。

英連邦証券のポートフォリオ全体に占める割合は5.8%であり、2銘柄（ともに額面1,000,000ドル）が組み込まれている。クーポン利率はともに13%で、残存期間はそれぞれ5年半及び6年半である。

その他の公共債のポートフォリオ全体に占める割合は30.9%であり、4銘柄が組み込まれている。ニュー・サウス・ウェールズ財務公社債 (NSW Treasury C P / Note)、メルボルン市建設局債 (Melbourne Metro Board of Worksorp)、ビクトリア公共大蔵局債 (VIC Public Auth. Finance Agency) 及びクィーンズランド財務公社債 (QLD Treasury Corp) の4銘柄である。その額面は1,000,000ドルから5,500,000ドル、クーポン利率は12%から12.5%である。残存期間は、2か月から9年半に至るまで、まちまちである。

(b) その他の固定利付債

その他の固定利付債のポートフォリオ総額に占める割合は 3.3%である。額面 1,500,000ドル、クーポン利率 18.35%、残存期間約 2年の金融債が 1銘柄組み込まれている。一般社債は存在しない。

(c) 不動産

理事会の制定した投資ガイドラインにより、不動産投資は認められているものの、30日以内に現金化できなければならないという制約条件が付されているため、個別の不動産を取得することは困難である。そのため、ポートフォリオに組み込まれている不動産投資は、すべて不動産を対象とした投資信託である。4銘柄が組み込まれており、時価ベースで最小が 424,200ドル、最大が 1,644,300ドルである。

(d) オーストラリア株式

オーストラリア株式は、ポートフォリオ総額に占める割合は22.7%であり、表2の分類上では、公共債に次いで大きなウェートを占める投資対象となっている。表3は、オーストラリア株式を、さらに産業別に分類した内訳（時価ベース）である。単独の産業としては銀行・保険が24%、約4分の1を占め、やや突出しているが、それ以外はほぼバランスのとれたポートフォリオとなっている。

投資ガイドラインが1銘柄についてファンド総額の5%を超えて保有することを禁止していることは既に述べたが、具体的な個別銘柄では、BHP社の2.4%が唯一2%を上回っているだけで、それ以外はすべて2%未満に分散されている。

(e) その他の株式等

その他の株式等の中には、広い意味でのエクイティものとしてのワラントが、当該項目のうち2.7%を占めるのみで、それ以外の97.3%は外国株を組み込んだ投資信託に投資されている。個別外国株は存在しない。

10. 基金の運営

(1) 配当と再投資

基金の運営に関して協定は、第6章の第13条から第19条にわたって、相当に詳細な

規定を設けている。基金の運営に関する最も中心的な問題は、基金収益のツヴァル政府への配当政策をめぐる問題である。

まず、基金の会計年度は、毎年9月末日をもって終了するものとされている。(協定第18条)そして、各会計年度ごとに計上される「基金収益(Fund returns)」がツヴァル政府への配当金の基礎となることは言うまでもない。

基金収益は、次の2つの要素から構成される。すなわち、ひとつは、基金財産から生じた収入(income generated from the Fund resources)であり、いまひとつは基金の騰貴(capital appreciation)によってもたらされた収益である。(協定第16条、第2項)前者はいわゆるインカム・ゲインであって、債券や預金の利息収入、株式の配当収入などがこれにあたる。一方、後者はいわゆるキャピタル・ゲインであり、株式や債券の売却によって実現される値上がり益である。

こうして獲得された基金収益の中から、まず基金の管理に要した費用(ファンド・マネジャーの報酬など)及びその他の費用が差し引かれる。(協定第16条、第1項;第12条、第5項)収益から諸費用を差し引いた残余について、これをいかに処分すべきかが問題となる。

この点に関して、基金にとっては2つの大きな要請が存在する。すなわち、それは

- (a) ツヴァル政府に対し、安定した充分な額の財政収入源を、配当により供給しなければならないという要請、
- (b) 基金元本を保全し、かつ確保することによって基金を長期にわたって存続させなければならないという要請、

である。

(b)の基金元本の保全・確保の要請というのは、単に名目値のレベルにおいてだけでなく、インフレ率で割り引いた実質価値(real value)のレベルにおいても元本を確保しなければならないという要請である。つまり、いくら名目値において、基金元本が一定値を保っていたとしても、インフレーションによってその実質価値が目減りするようなこととなれば、長期にわたる基金の存続自体が無意味なものになってしまうからである。(なお、ここに言うインフレ率とは、オーストラリアの消費者物価上昇率である。というのは、前述の通り、ツヴァルは豪ドルの通貨圏に組み込ま

れているからである。)したがって、基金元本はオーストラリアの消費者物価上昇率に相当する分だけ名目値レベルで増加して、はじめて「実質価値が一定の水準に確保されている」と言えるのである。(協定第14条)

こうした基金元本の実質価値確保の要請に対して、協定はどのような規定を設けているか。

第16条、第2項(a)は、次のように規定する。「本条、第5項の規定を条件として、理事会は次年度の基金元本を追加拠出を含む基金の当初元本の実質価値の水準に維持するために必要な額を各会計年度の終了時において、当該会計年度の基金収益のうちから元本として再投資(re-invest)しなければならない。」

この規定は要するに、基金元本の実質価値確保の要請を考慮して、当該会計年度に獲得された基金収益の一部をインフレーションによる目減り相当分の補填に充当することを理事会に義務づける規定である。この規定にいう「再投資(re-investment)とは、基金収益(インカム・ゲインかキャピタル・ゲインかを問わない)が基金元本の一部となることをいう。(協定第15条、第2項)

ところが、以上に述べた基金元本の実質価値確保の要請は、時としてツヴァル政府への安定財源供給の要請と衝突する可能性を内包していると思われる。というのは、以下の理由からである。いま仮に次のように数値をおくとしよう。

○基金収益 : X

○元本の実質価値を維持するために必要な再投資額

(インフレーションによる元本の目減り分に相当する額) : Y

○諸費用 : Z

○ツヴァル政府への配当可能利益

(returns available for distribution) : D

このとき、次の関係式が成り立つ。(協定第16条、第3項(b))

$$D = X - Y - Z$$

この式の意味するところは、次の通りである。すなわち、ツヴァル政府への配当可能利益(D)は、基金収益(X)から、基金管理費及びその他の費用(Z)を差し引き、さらに協定第16条、第2項に基づく再投資額(Y)を差し引いた残余額に等しい、

ということである。（協定第16条、第3項（b））

この関係式において、まずZはほぼ一定と考えてよい。Zの大部分は、ファンド・マネジャーの報酬などであって、年々若干の変動はあるものの、だいたいにおいて一定しており、たとえ変動があるとしても全体に対して占める割合はごく小さいからである。

Xは、言うまでもなく投資運用のパフォーマンスの如何によって、大きく変動する変数である。

一方、Yはオーストラリアのインフレ率（消費者物価上昇率）によって決定される変数である。

言うまでもなく、Xの値が大きくてYの値が小さければ小さいほど、Dの値は大きくなり、ツヴァル政府への配当可能利益は大きくなるため、ツヴァルの財政運営にとっては望ましい結果となる。

一方、逆にXの値が小さくて、Yの値が大きくなればなるほどDの値は小さくなり、配当可能利益は小さくなるため、ツヴァルの財政運営にとっては望ましくない事態が生ずる。

現在に至るまで、現実のファンドの運用は比較的うまくいっているとされている。しかし、ここに当該信託基金に内在する本質的な問題点があるように思われる。というのは、一般的に、XとYという2つの変数の相互関係は、相殺的に働くのではなくて、むしろ相乗的に働く可能性が高いと考えられるからである。すなわち、一方の変数が大きくなるときには他方の変数も大きくなり、逆に、一方の変数が小さくなるときには、他方の変数も小さくなるというように、相互に相殺し合うのではなくて、一方の変数が大きくなるときには他方は小さくなり、逆に、一方の変数が小さくなるときには他方は大きくなる、というように相乗的に作用し、結果としてDの値を大きく変動させる傾向があるものと懸念されるのである。

というのは、次のような理由からである。経済環境の変動の中で、金利が下降していく局面においては一般に企業収益は改善し、その結果、株価は上昇する。また金利効果によって債券価格も高騰することとなる。そのため、X（基金収益）は大きくなる傾向がある。また、金利下降局面は、一般にインフレーションが終息する時期であ

ることから、Yの値は小さくなる可能性が高い。その結果として、Dの値は非常に大きいものとなる可能性が高くなるのである。

ところが逆に、金利が上昇する局面をむかえると、いま述べたことと全く逆の現象が起こる。すなわち、金利上昇により一般に企業収益は悪化し、その結果、株価は下落する。また金利上昇によって債券価格も下落するため、Xの値は小さくなると考えられる。また、金利上昇局面では一般にインフレ懸念が存在し、Yの値が大きくなる可能性が強い。その結果として、Dの値は非常に小さいものとなる可能性が大きいのである。

もっとも、このような現象は、当該信託基金にのみ固有の問題ではなく、同種のファンドすべてに共通して見られる特徴であると言える。このようなDの値の振幅を少なくするためには、国際的な分散投資を行うとか、金利動向を先取りした機動的なファンド操作を行うといった手法により、Dの平準化を図る以外に方法はないであろう。しかし、ツヴァルの財政運営に支障をきたす程度にDの値が落ち込んだときにこそ、ツヴァル政府への安定財源供給の要請と基金元本の実質価値確保の要請という2つの要請のあいだの潜在的な対立関係が、一挙に表面化してくる危険性が高い。極端な例を挙げれば、金利が急騰したために運用パフォーマンスが極めて不芳で、X（基金収益）がマイナスとなり、一方、同時に急激なインフレーションが生じたためにYの値が20%になったようなケースも想定されうるのである。このような場合、基金元本の実質価値確保の要請（協定第16条、第2項（a））のみを優先させることは、目前のツヴァルの財政運営に多大な支障をもたらすこととなろう。ここに2つの要請のあいだの衝突の問題が生ずるのである。

この問題に対して、協定はどのように対処しようとしているのか。

協定は基金収益が低く、配当可能性利益が不十分な場合には、ツヴァル政府への安定財源供給の要請を優先している。まず協定第15条、第1項は、理事会があらかじめこのような事態を想定し、2つの相対立する要請について均衡のとれた再投資及び配当に関する方針を策定することを要求している。その上で、協定第16条、第1項は、次のように規定する。「いかなる会計年度においても、ツヴァル政府の必要とする経常予算に対して、配当可能利益が不足する場合には、理事会はツヴァル政府と協議し、

かつ第15条に基づいて定めた方針を考慮した上で出席し、かつ投票した理事の3分の2以上の同意により、ツヴァル政府に対する基金財産からの追加的支出を行うことができる。」すなわち、配当可能利益がツヴァル政府の必要とする額を下回った場合には、いわば緊急避難的に元本のとりくずしが容認されるのである。基金元本の実質価値の維持は、基金の長期にわたる存続にとって不可欠の要請である。しかし目前においてツヴァル政府が財政運営の支障に直面している場合には、一時的な基金規模の縮小もやむをえないとの考慮に基づく規定であると言えよう。

(2) 基金規模の長期的保存

前に述べたように、配当可能利益の額は経済環境に左右されて、大きな振幅をもって変動する可能性がある。したがって、配当可能利益が十分に潤沢な時期には、これを消費することなく、不測の事態に備えて貯えておくことが肝要である。このような考慮から、協定はいくつかの規定を設けている。

基金収益から基金管理費・その他の費用を差し引き、さらに基金元本の実質価値を維持するために必要な再投資額を差し引いた額が配当可能利益である（協定第16条、第3項（b））ことは前に述べた通りであるが、協定第16条、第4項は、この配当可能利益について次のように規定している。「理事会は、毎年ツヴァル政府に対し、配当可能利益もしくはツヴァル政府が指定するところのそれを下回る額を配当しなければならない。この配当はツヴァル政府と理事会が合意した時期に、合意した割合でなされるものとする。」

この規定は、ツヴァル政府は、当該会計年度の配当可能利益の総額を受け取る権利を有するものの、その一部をみずから放棄して、基金元本の増加に充当することができることを意味している。

なお、ツヴァル政府への配当可能利益のうち、この規定によって配当されなかった額は再投資され、この額は協定第10条に基づくツヴァル政府の追加拠出と見なされる。（協定第16条、第6項）

さらに、ツヴァル政府の義務を規定した協定第20条の中には、次のような規定が設けられている。「ツヴァル政府は、その源泉の如何を問わずその歳入のうちから、第

10条に基づく追加的拠出をなすべく、最善の努力をしなければならない。」

ツヴァル政府の追加拠出努力義務を定めたこの規定も、先に述べた点と関連づけて理解する必要があると思われる。すなわち、配当可能利益は大きく上下しやすい。そこで、ファンドのパフォーマンスが好調で配当可能利益が潤沢な時期には、ツヴァル政府はそれを消費してしまうのではなく、将来の不調な時期に備えてできるだけ積み立てをしておくべきであるとの趣旨であって、基金元本の長期的保全、ひいてはツヴァル政府の安定財源確保を意図した規定であると考えられる。

(3) 暫定借入権限・その他

基金の運営に関する規定の中心は、これまでに述べてきた配当と再投資に関するものであるが、ここではそれ以外のいくつかの諸規定について触れておくこととする。

(a) 運営費予算

理事会は、毎年9月1日までに、10月1日から始まる次年度の運営費予算を編成しなければならない。（協定第13条）

(b) 配当可能利益の通知

ツヴァル政府が次年度の国家予算編成をなすことを可能にするために理事会は毎年10月30日までに、ツヴァル政府に対し配当可能利益の額を通知しなければならない。

（協定第16条、第3項（b））

(c) 暫定借入権限

基金は、第10条に定める追加拠出手段としての無利息借款の場合を除いて、原則として借入れを行うことができない。（協定第17条、第1項）しかし、協定第17条、第2項は、この原則に対する例外としての暫定借入権限（temporary borrowing power）について規定している。すなわち「第16条の規定に基づき、ツヴァル政府に対し配当の支払いをなすために、理事会の全員一致の同意を条件として基金は、理事会が必要と判断する期間と金額の借入れを行うことができる。ただし、この借入れの期間は、6カ月を超えてはならない。」

この規定は配当支払い時期において、ファンドのポートフォリオに十分なキャッシュがない場合を想定した規定であって、暫定的な借入れを行うことによりツヴァル政

府に予定通りの配当を行い、もってツヴァルの財政運営の円滑を損なうことがないようすることを意図したものと考えられる。

基金は、暫定借入れのために基金財産の全部または一部を、担保に供することができる。（協定第17条、第2項（b））

（d）協定当事国による調査

当事国は、第2条に定めた基金の目的の達成のために、当該基金が有効に機能しているかどうかを、当事国が適当と考える間隔で定期的に調査するものとする。（協定第19条、第1項）

11. ツヴァル政府の義務

被援助国の立場にあるツヴァル政府は、当該信託基金の運営との関連で、協定上、種々の義務を負担している。ツヴァル政府の義務は大きく分類して、情報提供義務、国会（Parliament）との関係に関する義務及び財政運営に関する義務の3つに分けることができる。

（1）情報提供義務

ツヴァル政府は、要求がある場合は理事会及び諮問委員会に対して、ツヴァルの国家予算、会計検査院長の年度会計・報告及びツヴァル政府が有する財政・社会・経済に関するのデータについて完全な情報と書類とを提供しなければならない。（協定第20条、第2項）

（2）国会との関係に関する義務

ツヴァル政府は、基金から受領するすべての金銭を公金（public money）として取り扱うとともに、国会の承認する歳入とし、かつ国会の精査を受けなければならない。（協定第20条、第1項）

また、ツヴァル政府は協定第23条（後述）に基づき提出される基金に関する会計及び報告を、ただちにツヴァル国会に提出しなければならない。（協定第20条、第3項）

さらにツヴァル政府は、これまでに述べた義務（協定第20条、第1、2、3項）に効力を付与すべき国内立法を行い、これを維持しなければならない。（協定第20条、第6項）

(3) 財政運営に関する義務

ツヴァル政府は慎重な財政運営の実施、歳出の管理並びに追加的歳入の動員のためのあらゆる合理的機会の活用を図らなければならない。（協定第20条、第4項）

なお、基金への追加拠出に最善の努力をなすべき義務（協定第20条、第5項）については、基金規模の長期的保存との関連で既に述べた。

12. 会計と監査

基金の実際の管理と運用は、受託者たる理事会に委任されたファンド・マネージャーがこれを行っている。（協定第12条）ところが、ファンド・マネージャーが基金について行う証券取引等は極めて大量かつ複雑なものであるため、これが適性に基金の利益を害することなく行われているか否かを監視するには、会計専門家の助力が不可欠となる。そこで協定は理事会に代わって基金会計を監査すべき監査人（auditor）を置くこととしたのである。（協定第22条、第1項）

監査が円滑に行われるための前提として、まず、理事会はファンド・マネージャーに基金の資産・負債・収入・支出・取引に関する適切な会計記帳をなさしめ、かつ迅速にこれを提出させなければならない。（協定第21条）

そして、毎会計年度末において、理事会によって選任された（ファンド・マネージャーと利害関係を有しない）監査人が、基金会計を監査するものとされている。（協定第22条、第1項）

監査人は、基金会計が国際的に承認されている会計慣行の基準にしたがって、適切になされたものであることを確認した上で、次の（a）または（b）のいずれかを理事会に報告として述べなければならない。すなわち、

（a）①会計が基金の記帳・記録にしたがって適切になされていること。

②基金の記帳・記録には、監査のために必要かつ十分な情報が適切に含まれていること。

③基金の貸借対照表及び損益計算書は、基金の真実かつ公正な財政状態を反映していること。及び

④基金の財務事項が本協定にしたがって、適切に行われていること。

(b) (a) に示された如き報告を行うことができないこと。(この場合は、その理由を述べなければならない。)(協定第22条、第2項)

また、監査人はその報告の中で理事会が定めたガイドラインにしたがって、ファンド・マネージャーが行っている基金の投資パフォーマンスに関する情報を提供しなければならない。その際には、同様の規模と性質を有する他のファンドのマネージャーの業績との比較に言及しなければならない。(協定第22条、第3項)この規定により、監査人は、単なる会計の適正さを監視する役割以上に、運用業績に関しても、理事会に代わってファンド・マネージャーを監視する機能を果たすものとされているのである。

基金の受託者たる理事会は、会計年度終了後6カ月以内に以下のものを公表し、かつ各当事国に提出しなければならない。

(a) 基金の活動、並びに運営に関する年次報告(Annual Report)。ただし、その中には、協定第7条、第1項に基づく諮問委員会の年次報告が含まれていること。

(b) 協定第22条に基づいて監査された当該年度の基金会計。

(c) 協定第22条に基づく監査人の報告。(協定第23条)

13. 脱退と終了

(1) 脱退

協定は原則として、ツヴァル以外の当事国には、本協定からの脱退の自由を認めている。脱退しようとする当事国は保管人(Depositary)に脱退証書(instrument of withdrawal)を寄託しなければならない。(協定第24条、第2項)本協定における保

管人は、オーストラリア政府である。（協定第28条）

本協定から脱退する当事国は原則として、本協定上いかなる権利も有しない。すなわち、後に述べる終了における財産分配の場合（協定第25条、第4項）を除いて、既に拠出した拠出金の返還を求めることはできない。（協定第24条、第3項（a））しかし一方、本協定に基づき基金に対して負担するすべての財産上の債務（financial obligation）については、引きつづき責を負う。（協定第24条、第3項（b））

ツヴァル政府は、原則として本協定から脱退することはできない。（協定第24条、第1項）ただ、次に述べる第25条の規定に基づいて、基金の運営を終了すべき通知をなすことができるのみである。

(2) 終了と財産の分配

当該信託基金は本来、半永久的に存続することが想定されている。しかしながら、協定は次のいずれかの事由のある場合に限り、基金の運営は終了するものとした。すなわち、

（a）原当事国によって任命された理事の3分の2以上の多数による理事会の決定があるとき。

（b）ツヴァル政府が終了の通知をなしたとき。

（協定第25条、第1項）

（b）の事由は、被援助国たるツヴァル政府がみずから基金の終了を欲する場合であるから、とくに問題はない。問題があるのは（a）の事由である。終了という重大な意思決定であるにもかかわらず、理事全員の同意を要するとはしないで、3分の2で足りるとした点に注目しなければならない。そもそも本協定には、ツヴァル政府の義務がいくつか規定されている（第20条）が、これを強制する手段が存在しない。思うに、ツヴァル政府に協定上の義務違反、もしくはそれに相当する非行があった場合に、この規定は義務を強制し、または非行を改めさせるための威嚇的效果をもちうるのではないかと推察される。

運営が終了すると同時に、基金はすべての活動を停止する。ただし、基金財産の秩序ある実現（realisation）及び保存（conservation）、並びに基金債務の履行に関する

る事項は、その限りでない。（協定第25条、第2項）

基金債務の最終的履行と財産の分配が終了したときに、本協定は終了する。それまでの期間、基金は実在し、当事国が脱退しない限り、基金の運営の終了と矛盾しない基金及び当事国のすべての権利・義務はそのまま存続する。（協定第25条、第3項）

ここで注意すべきことは、基金の運営の終了と協定の終了及び基金自体の消滅とを区別しなければならないという点である。上に述べた（a）及び（b）は運営の終了事由なのであって、それによってただちに基金が消滅し、協定が終了するものではない。運営終了の結果は、本来の基金業務たる諸活動の停止であるにすぎない。そして、基金債務の最終的履行と基金財産の分配が完了したときに協定は終了し、基金自体も消滅するのである。

基金債権者に対してすべての債務が弁済されるまで、財産の分配は行われぬ。

（協定第25条、第4項（a））債務弁済が終了した後に基金財産の分配が行われる。まず、ツヴァル政府が拠出した拠出金の実質価値がツヴァル政府に分配される。その後の残余財産については、理事会が3分の2以上の多数で異なる決定をした場合を除き、やはりツヴァル政府に分配される。（協定第25条、第4項（b））

14. その他の規定

(1) 改正

本協定は、当事国間の新たな合意により改正することができる。（協定第26条、第1項）改正の手続には2種類のものがあり、そのいずれかによらなければならない。まず第1には、当事国が任意に合意した方法による場合である。（協定第26条、第1項）さらに、いまひとつは理事会の要求に基づき、保管人が当事国に改正案を回付する方法である。この場合、すべての当事国が同意証書（instrument of acceptance）を寄託した日、もしくは改正案に明示されたそれ以後の日に、改正の効力が生じる。（協定第26条、第2項）

(2) 仲裁

基金の存続中にまたは基金運営終了時において、協議により解決できない基金と当事国（または前当事国）とのあいだの紛争、もしくは当事国（または前当事国）相互間の紛争があるときは、紛争当事者の選択により紛争当事者が任命する1人の仲裁人の仲裁に付するか、もしくは、30日以内に仲裁人の決定につき合意に至らないときは、国際司法裁判所長官によって任命される1人の仲裁人の仲裁に付するものとされている。仲裁人の決定は終局的であり、紛争当事者を拘束する。（協定第27条）

15. 結 語

以上「ツヴァル国際信託基金に関する協定」の規定を中心に、ツヴァル信託基金の構造とその運用について見てきた。

その中でまず気づくことは、この信託基金のメカニズムが極めて周到に構築されているという点であろう。

第一に、信託基金の構造といわゆる信託財産法主体説的な構成とすることにより、基金を一個の法人格を有する国際組織と位置づけた点である。（協定第1条、第1項；第5条、第2項）これにより基金の対外的諸活動が円滑化されることとなった。

第二に、基金の受託者たる理事会をいわば補佐する諸機関の役割も周到に考慮されていると言うべきであろう。ツヴァルにおいて基金配当が有効に利用されているか否かを、理事会に代わってチェックする役割を担う諮問委員会（協定第7条）は、いわばツヴァル政府の「目付役」的な存在であり、その広範なツヴァル政府の財政運営に対する実質的な発言力は、援助国側が被援助国ツヴァルに対し、依然、相当の実質的介入権を留保していることを示すものであると言えよう。

援助国側がこの援助スキームにおいて、ツヴァルに対するコントロールの維持を意図していると思われる点は他にも多い。例えば、理事会の構成がそうである。（協定第6条、第2項）各当事国が各1名の理事を任命することとなっているため、ツヴァルは理事会の議長国であるとは言え、理事会の多数派はあくまで援助国が占めている。基金の意思決定機関である理事会におけるツヴァルの発言権は、極めて制限されていると言えよう。

こうした援助国側の発言権を担保するスキームも周到に用意されていることに注意しなければならない。すなわち、基金の運営の終了事由のひとつとして、原当事国によって任命された理事の3分の2の多数による理事会の決定があれば足りるとされている点である。（協定第25条、第1項）さらに、終了時における財産分配についても、ツヴァルの拠出分を除く残余財産は、理事会が3分の2の多数で決定すれば、援助国側に返還されうるものとされている。（協定第25条、第4項（b））こうした規定は、援助国にとって、いわば「最後の切り札」的な効果をもつものであって、権限の行使には至らないまでも無形の圧力をツヴァルに加え、ツヴァルをコントロールする機能を果たすものと思われる。

こうした信託基金型の援助スキームを構築する場合、援助国と被援助国とのあいだの主導権の配分をいかにすべきかは、今後さらに研究されなければならないテーマであると思われる。

一方、このような信託基金型援助スキームにおいて重要なことは、いかにして良好な投資パフォーマンスを実現するかという問題である。この点についても、協定では種々の周到な仕組みが採用されている。

まず、投資運用そのものは、理事会が直接これに介入することなく、専門家たるファンド・マネジャーに広範な裁量を付与して、日常的な運用を委任したこと（協定第12条）は極めて現実的な方策であると言えよう。

しかし、理事会は全面的にファンド・マネジャーに運用を一任するのではなく、ガイドラインを設定（協定第12条、第2項）することによってファンド・マネジャーの暴走に歯止めをかける仕組みを採用している。

また、ファンド・マネジャーのパフォーマンス向上意欲を刺激するためのスキームが用意されていることは無視できない点であろう。すなわち、監査人をいわばファンド・マネジャーの「目付役」として置き、理事会に代わって、ファンド・マネジャーの投資パフォーマンスを監視させるという手法が採られている。（協定第22条、第3項）ここにおいてとくに周到な規定は、単に当該ファンドのパフォーマンスを単独で評価させるのではなく、同種の規模と性質を有する他のファンドとの比較の上で、パフォーマンスを比較させるという点である。これによって、ファンド・マネジャーの

パフォーマンス意識は自然に高まるものと考えられる。

信託基金型の援助において、克服されなければならないひとつの大きな問題点は、いかに基金の規模をインフレーションによる目減りを考慮した、実質価値のレベルにおいて維持するかという点である。この点について本協定は、原則としてオーストラリアの消費者物価上昇率に見合う目減り分を、基金収益のなかから優先的に再投資に振り向けるというスキームを採用している。（協定第16条、第2項（a））

このようなインフレ・ヘッジの発想は従来のがわの実務界においても、あまりなかったのではないかと思われる。その意味において、このスキームから我々が学ぶところは大きいと言えよう。

さて、このようなインフレーション防御策を考慮したツヴァル信託基金の最近の実績と今後の予測について少し触れておくこととしよう。

1988年9月末における信託基金の価額は、時価ベースで26,822,000ドルであった。その後1年間のオーストラリアの消費者物価上昇率相当分を上乗せして、1989年9月末時点の基金総額は、29,512,000ドルとなっている。その後毎年の消費者物価上昇率が7%で推移すると仮定すれば要求される基金の実質価値は、1990年に31,761,000ドル、1991年に33,984,000ドル、さらに1992年には36,362,000ドルというように増加しなければならない。

一方、基金元本の実質価値を維持するために要する再投資分を差し引いたツヴァル政府への配当額は1988年において873,000ドル、1990年には1,351,000ドルに達した。1987年10月のいわゆる「ブラック・マンデー」の後、ファンドは一時的な不振に陥ったが、その後は順調に推移していると言われている。

諮問委員会は、今後3年間について次のような予測を出している。すなわち、オーストラリアの消費者物価上昇率が年7%、ファンドの年平均利回りが12.35%と仮定する。この仮定のもので、基金元本の実質価値を維持するために必要な再投資額と管理諸費用とを差し引いた額は、すなわちツヴァル政府に対する配当予想額は、1991年が1,547,000ドル、1992年が1,657,000ドル、1993年が1,774,000ドルと予測されている。

最後に、援助スキームとしての当該信託基金を、とくにそのメカニズムという観点

から、どう評価すべきであろうか。

まず第一に、信託基金型援助の特徴として、「一回性」という点が指摘できよう。もし信託基金というスキームを用いなくて経常的な財政援助を行おうとするならば、援助国側は、半永久的に将来も援助を継続しなければならない。このような援助国の将来に対する拘束は援助国側にとって、援助への取り組みを困難にするであろう。さらに被援助国にとっても将来、何らかの理由で援助が停止されるかもしれないという不安定性を常にかかえることとなる。

それに対して信託基金というスキームを用いるならば、1回限りの拠出によって、半永久的な援助の継続が可能となるため、援助国側にとっても比較的取り組みやすいと考えられる。一方、被援助国にとっても、いったん基金が成立すると、安定財源が将来にわたって保障されるという安定性のメリットが存在する。

通常の2国間援助と比較した場合の信託基金型援助のもうひとつの重要な特徴として、援助国と被援助国との間に信託基金というものが介在するために、援助国側の被援助国に対する圧力がいったん切断され、弱められるという点が指摘できるであろう。ただし、既に見てきたようにツヴァル信託基金においては、種々のスキームによって援助国側によるコントロールが維持できる仕組みとなっているのは事実である。しかし、それは通常の2国間援助に比較すれば、はるかにツヴァルの自治と主体性を尊重したスキームであると評価できるであろう。協定の前文に、当該信託基金導入の目的のひとつが「自国経済の運営におけるツヴァルの独立性を尊重」することにあると述べられているのは、まさにこの点を指すものであると理解できよう。

附属資料

ツヴァル国際信託基金に関する協定原文

AGREEMENT CONCERNING AN INTERNATIONAL TRUST FUND FOR TUVALU

THE PARTIES TO THIS AGREEMENT,

CONSCIOUS THAT Tuvalu, which achieved independence on 1 October 1978, is one of the world's smallest independent developing countries in terms of both land area and population; has few financial reserves and minimal revenue generating capacity;

FURTHER CONSCIOUS THAT in order to progress towards self-sufficiency Tuvalu needs assistance to overcome special difficulties of remoteness and lack of natural resources;

RESPECTING the independence of Tuvalu in the management of its economy;

WISHING, for the purpose of contributing to the long-term financial viability of Tuvalu, to establish a trust fund to provide the Government of Tuvalu with a reliable source of revenue;

HAVE AGREED as follows :

PART I ESTABLISHMENT

Article 1

ESTABLISHMENT OF TUVALU TRUST FUND

1. There shall be established by this Agreement an international organisation to be known as the Tuvalu Trust Fund (in this Agreement called "the Fund"), which shall be governed by the provisions of this Agreement.
2. The Parties to this Agreement shall be the members of the Fund.

Article 2

PURPOSE OF THE FUND

The purpose of the Fund is to contribute to the long-term financial viability of Tuvalu by providing an additional source of revenue for recurrent expenses of the Government of Tuvalu in order to-

- (a) assist the Government to achieve greater financial autonomy in the management of its recurrent budget;
- (b) enable the Government to maintain and if possible improve existing levels of social infrastructure and services;
- (c) enhance the capacity of the Government to receive and effectively utilize external capital development and technical assistance;
- (d) enable the Government to meet long-term maintenance and operating costs of social and economic infrastructure and services;and
- (e) assist the Government to develop the economy of Tuvalu.

Article 3

POWER OF THE FUND

The Fund shall have all powers necessary for the fulfilment and achievement of its purpose.

Article 4

LIMITATION OF LIABILITY

No Party or contributor to the Fund shall be liable, by reason of its being a Party to this Agreement or of its contribution, as the case may be, for acts or obligations of the Fund.

Article 5

LEGAL STATUS, PRIVILEGES AND IMMUNITIES

1. To enable the Fund to carry out its purpose, each Party shall accord to the Fund, in its territory, the legal status, privileges and immunities set out in this Article.
2. The Fund shall possess juridical personality and, in particular, capacity to:
 - (a) contract;
 - (b) acquire and dispose of immovable and movable property; and
 - (c) institute legal proceedings.
3. The Fund shall be except from any exchange control regulations, restrictions or moratoria.
4. Within the scope of its official activities, the Fund, its properly held assets shall be except from all direct taxation.

PART II : BOARD

Article 6

BOARD

1. There shall be a Board of Directors of the Fund.
2. The Directors shall be:
 - (a) a Director appointed by the Government of Tuvalu, who shall be Chairman of the Board;
 - (b) one Director appointed by each other original Party; and
 - (c) one Director appointed by each other Party which contributes to the Fund more than an amount fixed by the Board from time to time by a majority which shall include the votes of all the Directors appointed by the original Parties.
3. An alternate Director may be appointed by the Party appointing the Director under paragraph 2 of this Article and may participate in any meeting of the Board when the substantive Director is for any reason temporarily unable to attend.
4. All the powers of the Fund shall be vested in and exercisable by the Board.
5. The functions of the Board shall include:
 - (a) the operation , supervision and managemant of the Fund;
 - (b) the investment and distribution of resources of the Fund; and
 - (c) authorisation of the conclusion of agreements and arrangemants with governments and other international organisations.

6. Directors shall serve as such without payment of remuneration or expenses by the Fund.
7. The Board shall meet as necessary and reasonable notice shall be given of meetings.
8. For the purposes of meetings of the Board, two-thirds of Directors, or alternates of absent Directors, shall constitute a quorum.
9. Except where otherwise provided in this agreement, questions before the Board shall be decided by a majority of votes of Directors, and alternates of absent Directors, present and voting at the meeting. The Chairman shall have a deliberative vote and, in the event of an equality of votes where a simple majority is required, shall also have casting vote.
10. The Board shall establish its own Rules of Procedure.

PART III ADVISORY COMMITTEE

Article 7

ADVISORY COMMITTEE

1. There shall be an Advisory Committee with the functions of:
 - (a) advising the Government of Tuvalu on the progress of the economy of Tuvalu and the effect of the Fund socially and economically on Tuvalu; and
 - (b) submitting an interim report after the first six months and thereafter an annual report on all these matters to the Government of Tuvalu and to the Board.
2. The Advisory Committee, in the performance of its functions, shall consider and advise on Tuvalu's National Budgets and estimates, annual accounts and finances having regard amongst other things to the size

of the Fund's capital and the returns available from it.

3. The advisory Committee shall consist of two members, or such other number as may be decided by the Parties. The members of the Advisory Committee shall be appointed by agreement of all the Parties.
4. Members of the Advisory Committee shall be paid such remuneration and expenses as the Board may approve.
5. Members of the Advisory Committee shall visit Tuvalu on a regular basis.

PART IV: RESOURCES OF THE FUND

Article 8

RESOURCES

1. The resources of the Fund shall consist of:
 - (a) initial contributions under Article 9;
 - (b) additional contributions under Article 10; and
 - (c) returns derived from the operations of or sums otherwise accruing from the Fund.
2. The resources of the Fund shall be held in trust and administered by the Board and used only for the purpose of, and in accordance with, this Agreement.

Article 9

INITIAL CONTRIBUTIONS BY PARTIES

1. Each original Party agrees to contribute to the Fund the amount specified in the Annex.
2. Any other Party which accedes to this Agreement in accordance

with paragraph 6 of Article 29 shall make an initial contribution to the Fund in accordance with arrangements agreed by the Board with the agreement of all Directors.

Article 10

ADDITIONAL CONTRIBUTION FROM PARTIES AND OTHER CONTRIBUTIONS

1. The Fund may accept additional contributions from Parties and contributions from other contributors, in accordance with Article 11, in the form of grants or, with the agreement of all Directors, in the form of:
 - (A) interest free loans; or
 - (B) interest free suspensory term loans.
2. The Fund may refuse a contribution if it considers that it would not be in the interests of the Fund or would not be in the interests of Tuvalu to accept it.
3. The Fund shall not issue negotiable or transferable obligations evidencing indebtedness for loans received under paragraph 1 of this Article.

Article 11

CONDITIONS GOVERNING CONTRIBUTIONS

1. Contributions shall be made for the purpose of the Fund without further restriction as to use and, except for the repayment of loans made under paragraph 1 of Article 10, shall not be refunded to contributors except in accordance with Article 25 or with paragraph 5 of Article 29.
2. A contribution to the Fund under this Agreement shall not constitute or imply any commitment by any Party or contributor to make any further contribution to the Funds.

PART V FUND MANAGERS

Article 12

FUND MANAGERS

1. The Board shall appoint one or more Fund Managers from time to time on such terms and conditions as it determines.
2. The Board shall lay down investment guidelines for the Fund Managers. In so doing, it shall ensure that the capital of the Fund is invested in a balanced portfolio.
3. The Board may delegate to the Fund Managers responsibility for the day to day administration of the Fund.
4. The Fund Managers shall provide such reports on the value and disposition of the resources of the Fund, such reviews of its performance and such advice on it as are required by the Board.
5. The remuneration and expenses of the Fund Managers in carrying out their duties in administration of the Fund shall be not by the Fund.

PART VI: OPERATION OF THE FUND

Article 13

ADMINISTRATIVE BUDGET

The Board shall arrange for the preparation of an annual administrative budget by 1 september each year.

Article 14

CALCULATION OF REAL VALUE

For the purposes of this Agreement "real value" shall be

calculated by adjusting the value of contributions when made to current prices in line with movements in the Australian Consumer Price Index.

Article 15

REINVESTMENT AND DISTRIBUTION POLICY

1. The Board shall establish, and revise from time to time, a reinvestment and distribution policy. In so doing, the Board, in order to contribute to the long term financial viability of Tuvalu, shall balance the provision of immediate additional revenue for recurrent expenditure against the need to maintain, so far as possible, the value of the Fund's capital at not less than the rest value of the initial capital of the Fund as increased by the real value of additional contributions.
2. For the purposes of this Agreement, "re-investment" shall mean the process whereby Fund returns, whether in the form of income or appreciation, become part of the capital of the Fund.

Article 16

REINVESTMENT AND DISTRIBUTION TO THE GOVERNMENT OF TUVALU

1. At the end of each financial year, the resources of the Fund (After the administration and other costs of the Fund have been met) shall be available for reinvestment and for distribution to the Government of Tuvalu during the following financial year as additional revenue for financing recurrent budgetary expenditure in accordance with this Article.
2. (a) Subject only to paragraph 5 of this Article, the Board shall ensure that an amount of the Fund returns in each financial year is re-invested at the end of that financial year as capital of the Fund, such amount being that necessary to maintain the opening balance of the Fund's capital for the

following financial year at the real value of the initial capital of the Fond as increased by the real value of additional contributions.

(b) For the purposes of this Agreement "Fund returns" in any financial year shall mean the returns accruing to the Fund in that year by way of income generated from the Fund resources and the capital appreciation of those resources.

3. (a) To enable the Government of Tuvalu to prepare its National Budget and estimates for the following financial year, by 30 October each year the Board shall inform the Government of Tuvalu of the returns available for distribution in the following financial year.

(b) For the purposes of this Agreement "returns available for distribution" means that amount remaining from the Fund returns after the administration and other costs of the Fund have been met, and after re-investment in accordance with paragraph 2 of this Article.

4. The Board shall distribute to the Government of Tuvalu each year the returns available for distribution or such lesser amount as the Government of Tuvalu may specify. This distribution shall be made at such times and in such proportions as the Government of Tuvalu and the Board agree.

5. If, in any financial year, there are insufficient returns available for distribution to meet the recurrent budgetary needs of the Government of Tuvalu, then the Board and the Government of Tuvalu shall consult and the Board may, having regard to the policy established under Article 15 and with the agreement of two-thirds of the Directors present and voting, agree on an additional payment from any of the resources of the Fund to the Government of Tuvalu.

6. Returns available for distribution to the Government of Tuvalu but

not distributed under paragraph 4 of this Article shall be re-invested and shall be deemed to be additional contributions of the Government of Tubalu in accordance with Article 10.

Article 17

TEMPORARY BORROWING POWERS

1. The Fund shall not accept any loan except in accordance with Article 10 or with paragraph 2 of this Article.
2. (a) For the purpose of making a payment to the Government of Tuvalu in accordance with Article 16, and subject to the unanimous agreement of the Board, the Fund may borrow moneys for such periods not exceeding six months and in such amounts as the Board considers necessary.

(b) The Fund may charge all or any part of the property of the Fund as security for borrowing under sub-paragraph (a).

Article 18

FINANCIAL YEAR

The financial year of the Fund shall end on 30 September in each year.

Article 19

REVIEW AND EVALUATION

1. The Parties shall periodically, at such intervals as they deem appropriate, review the effectiveness of the Fund in accomplishing its purpose as set out in Article 2.
2. The first review shall take place not later than 3 years after this Agreement enters into force.

PART VII :UNDERTAKINGS OF TUVALU

Article 20

UNDERTAKINGS OF TUVALU

1. The Government of Tuvalu shall treat all moneys received by it from the Fund as public moneys of Tuvalu and as such subject to Parliamentary appropriation and scrutiny.
2. The Government of Tuvalu shall on request provide full information and documents to the Board and the Advisory Committee of and in relation to Tuvalu's National Budgets and estimates, the annual accounts and the report of the Auditor-General (including any information or documents which the Auditor-General would be entitled to demand) and financial, social and economic data held by the Government of Tuvalu.
3. The Government of Tuvalu shall ensure that the accounts of and reports relating to the Fund submitted to Tuvalu under Article 23 are promptly laid before the Parliament of Tuvalu.
4. The Government of Tuvalu shall maintain its practice of prudent financial management, control of expenditure and the utilisation of all reasonable opportunities for mobilising additional revenue.
5. The Government of Tuvalu shall use its best endeavours to make additional contributions to the Fund, in accordance with Article 10, from its revenues from whatever source.
6. The Government of Tuvalu shall ensure that legislation is enacted and maintained to give effect to obligations under paragraphs 1 to 3 of this Article.

PART VIII: ACCOUNTS AND AUDIT

Article 21

ACCOUNTS

The Board shall cause the Fund Managers to keep all proper books and records of account of the assets, property, liabilities, income and expenditure and transactions of the Fund, and to produce these promptly in order to facilitate audit.

Article 22

AUDIT

1. At the end of each financial year the accounts of the Fund shall be audited by an Auditor (who has no connections with the Fund Managers) appointed by the Board.
2. The Auditor shall satisfy himself that the accounts of the Fund have been properly prepared in accordance with internationally recognized standards of accounting practice and he shall either:
 - (a) state in his report that:
 - (I) the accounts have been properly prepared in accordance with the books and records of the Fund;
 - (II) the books and records of the Fund have been properly kept and contain information adequate for the purposes of his audit;
 - (III) the balance sheet and income and expenditure account of the Fund give a true and fair view of the Fund's financial position; and

(IV) the financial affairs of the Fund have been properly conducted in accordance with this Agreement; or

(b) notify the Board that he is unable to complete his report as provided in sub-paragraph (a), giving his reasons therefor.

3. The Auditor shall include in his report information on the performance of the Fund Managers in the investment of the Fund in accordance with the guidelines laid down by the Board with particular comparative reference to the performance of managers of other funds of a similar size and nature.

4. The Auditor shall submit his report to the Board.

Article 23

ANNUAL REPORTS

Within six months of the end of the financial year the Board shall publish and shall submit to each Party:

(a) an Annual Report on the activities and management of the Fund, including also the annual report of the Advisory Committee under sub-paragraph 1(b) of Article 7;

(b) the accounts of the Fund for that year audited in accordance with Article 22;

(c) the report of the Auditor under Article 22.

PART IX: WITHDRAWAL AND TERMINATION

Article 24

WITHDRAWAL

1. The Government of Tuvalu may give notice to terminate the operations of the Fund in accordance with Article 25, but may not otherwise withdraw from this Agreement.
2. Except as provided in paragraph 3 of Article 25, any other Party may withdraw from this Agreement by depositing an instrument of withdrawal with the Depositary.
3. A Party which withdraws from this Agreement shall have no rights under this Agreement except as provided in this paragraph and Article 27 and:
 - (a) no refund of its contributions shall be made to it except on a distribution of assets under paragraph 4 of Article 25; but
 - (b) it shall remain liable for all financial obligations undertaken by it to the Fund in accordance with this Agreement.

Article 25

TERMINATION AND DISTRIBUTION OF ASSETS

1. Except as provided in paragraph 5 of Article 29, the Fund's operations shall be terminated:
 - (a) by a decision of the Board taken by a majority including the votes of two-thirds of the Directors appointed by the original Parties; or
 - (b) upon the Government of Tuvalu giving notice of termination in

accordance with Article 24.

2. upon termination of operations the Fund shall immediately cease all activities, except those incidental to the orderly realisation and conservation of its assets and the settlement of its obligations.
3. On final settlement of the obligations of the Fund and the distribution of its assets this Agreement shall terminate. Until then the Fund shall remain in existence and all rights and obligations of the Fund and the Parties under this Agreement consistent with the termination of the Fund's operations shall continue unimpaired, except that no Party may withdraw.
4. (a) No distribution of assets shall be made until all liabilities to creditors have been discharged.

(b) Subsequently, the assets of the Fund shall be distributed as follows:
 - (I) the real value of contributions made by the Government of Tuvalu shall be paid to that Government; and
 - (II) any remaining assets of the Fund shall be distributed to the Government of Tuvalu unless the Board by a two-thirds majority decided otherwise.

PART X : MISCELLANEOUS PROVISIONS

Article 26

AMENDMENTS

1. This Agreement may be amended by further agreement between the Parties in accordance with the procedure set forth in paragraph 2 of

this Article or otherwise as they may agree.

2. The Depositary shall, at the request of the Board, circulate proposed amendments to all the Parties. Amendments shall enter into force on the date on which all Parties have deposited an instrument of acceptance or on such later date as is specified in the amendment .

Article 27

ARBITRATION

Any dispute, whether during the life of the Fund or on the termination of its operations, between:

- (a) the Fund and a Party or former Party; or
- (b) Parties or former Parties,

which cannot be resolved through consultation, may at the option of the disputants be submitted to arbitration by one arbitrator, to be appointed by the disputants, or, if they are unable to agree on an arbitrator within 30 days, appointed by the President of the International court of justice. The decision of the arbitrator shall be final and binding on the disputants.

Article 28

DEPOSITARY

The Depositary for this Agreement shall be the Government of Australia.

Article 29

FINAL PROVISIONS

1. The Agreement shall be open for signature and, if appropriate,

ratification by the Governments of Tuvalu, Australia, New Zealand and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. These Governments shall, after they have become and while they remain Parties to this Agreement, be referred to as "the original Parties".

2. Except as provided in paragraph 4 of this Article, this Agreement shall enter into force on the later of:

(a) the date on which the legislation provided for in paragraph 6 of Article 20 comes into effect; or

(b) the date on which three of the Governments referred to in paragraph 1 of this Article have, in accordance with that paragraph, become Parties to this Agreement by signature followed by ratification or by signature without reservation of ratification.

3. This Agreement shall enter into force for any Government referred to in paragraph 1 of this Article which becomes a Party after this Agreement enters into force in accordance with paragraph 2, on the date on which that Government deposits its instrument of ratification or signs the Agreement without reservation of ratification.

4. (a) Article 7, 12 and 16 of this Agreement shall become effective only on the day on which all four Governments referred to in paragraph 1 of this Article have become Parties to this Agreement;

(b) Article 5 of this Agreement shall become effective only after all Parties have notified the Depositary of the completion of any remaining steps necessary in that connection.

5. Notwithstanding Article 25 of this Agreement, unless all four

Governments referred to in paragraph 1 of this Article have become Parties to this Agreement by 1 October 1987, this Agreement shall terminate on that day and, after the payment of all liabilities of the Fund, its assets shall be distributed to the Parties in proportion to their contributions.

(禁無断転載)

[非売品]

ツヴァル信託基金の研究

発行所：◎ 財団法人 トラスト60
東京都中央区八重洲2-3-1
住友信託銀行八重洲ビル内
Tel. 03-3286-8100

印刷・発行：平成3年3月30日

印刷所：日本印刷株式会社